

**銚田市第4期障害者基本計画
銚田市第5期障害福祉計画
及び
第1期障害児福祉計画**

平成30年3月

銚 田 市

はじめに

銚田市では、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間とした「銚田市第3期障害者基本計画・銚田市第4期障害福祉計画」を平成27年3月に策定し、障害のある方の福祉施策として、保健・医療・福祉の充実や就労・生活環境の整備等に総合的・計画的に取り組むとともに、障害福祉サービスにかかる数値目標を設定し、サービス事業量の確保と提供体制づくりを推進してきたところです。



この間、我が国においては、「障害者雇用促進法」の改正法の施行、「障害者差別解消法」の施行、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正等、様々な法整備が進められ、障害者や障害児に対する各種施策の充実が図られています。

このたび、これらの計画期間が満了すること、また「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」の策定が新たに義務づけられたこと等から、障害福祉分野における社会情勢の変化や課題に対応し、更なる障害福祉施策の充実を図るため、「銚田市第4期障害者基本計画・銚田市第5期障害福祉計画・銚田市第1期障害児福祉計画」を策定いたしました。

私が公約に掲げた「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念とし、行政、関係機関・団体や地域の皆様と連携・協働して本計画を推進してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査、パブリックコメント等において、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、専門的な立場からご助言をいただきました銚田市地域自立支援協議会の委員の皆様等関係各位に、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

銚田市長 岸 田 一 夫

目 次

第1章 計画のあらまし.....	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間.....	8
第2章 銚田市の障害者をめぐる状況.....	9
1 銚田市の障害者福祉の状況.....	11
(1) 身体障害者手帳交付の状況	11
(2) 療育手帳交付の状況.....	14
(3) 精神障害者保健福祉手帳等交付の状況.....	16
(4) 事業所の状況.....	18
(5) 障害程度区分認定の状況	19
(6) 障害福祉サービス別の受給状況.....	20
(7) 地域生活支援事業の状況	21
2 第4期障害福祉計画の進捗状況.....	22
(1) 第4期障害福祉計画の成果目標の進捗状況	22
3 第4期計画における障害福祉サービスの目標値と実績値.....	25
(1) 訪問系サービス	25
(2) 日中活動系サービス.....	26
(3) 居住系サービス	27
(4) 相談支援サービス.....	27
(5) 障害児支援サービス.....	28
(6) 地域生活支援事業.....	29
4 障害福祉に関するアンケート結果の概要.....	33
(1) 調査設計.....	33
(2) 回収状況.....	33
(3) 調査結果のまとめ.....	34
5 新計画に向けた課題.....	52

第3章 計画の基本的な考え方	55
1 計画の基本理念	57
2 計画の基本目標	57
3 施策の体系	59
第4章 施策の展開	61
1 心のバリアをなくすために	63
2 とともに生活できる安心な社会を実現するために	66
3 人にやさしいまちづくりを進めるために	70
4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために	73
5 自立や社会参加を進めるために	76
6 健やかに暮らすために	78
7 情報のバリアをなくすために	81
第5章 サービス等の見込量と確保の方策	83
1 平成32年度に向けた目標の設定	85
2 障害福祉サービスの体系	89
3 訪問系サービスの見込量と確保の方策	90
4 日中活動系サービスの見込量と確保の方策	92
5 居住系サービスの見込量と確保の方策	98
6 相談支援サービスの見込量と確保の方策	100
7 障害児支援サービス等の見込量と確保の方策	102
8 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	107
第6章 計画の推進に向けて	113
1 計画の推進体制	115
2 計画の進捗管理体制	116
資料編	117
1 用語解説	119

第 1 章

計画のあらまし

1 計画策定の趣旨

市町村の障害者（児）に関わる施策について定める計画は、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画として策定する『市町村障害者基本計画』と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス等の確保に関する計画として策定する『市町村障害福祉計画』と、児童福祉法に基づき、障害児のサービス等の確保に関する計画として策定する『市町村障害児福祉計画』があります。障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画は、調和が保たれたものでなければなりません。

『銚田市障害者基本計画』は、本市に住む障害のある人のための施策に関する基本的な計画としての『市町村障害者計画』です。

また、『銚田市障害福祉計画』及び『銚田市障害児福祉計画』は、本市における障害福祉サービス等の確保に関する計画としての『市町村障害福祉計画』及び『市町村障害児福祉計画』にあたります。

■市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

『市町村障害者計画』は、障害者基本法に基づいて、政府が障害者の福祉及び障害の予防に関するさまざまな施策を総合的に推進するための基本計画として定めた『障害者基本計画』に準じて、市町村における障害者の状況等を踏まえた、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画となっています。

■市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

『市町村障害福祉計画』は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、策定を義務づけられています。

『市町村障害福祉計画』は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な量の見込み等を定めたものです。

■市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

『市町村障害児福祉計画』は、児童福祉法により策定を義務づけられています。

『市町村障害児福祉計画』は、障害児通所支援及び障害児相談支援について、提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な量の見込み等を定めたものです。

2 計画策定の背景

我が国の障害者施策は、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする『国際障害者年』を契機として、障害者の自立と社会参加を促進するための新たな制度的な取り組みが行われています。

① 国における動き

■ 『障害者権利条約』の締結に向けて

国では、平成19年9月に『障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）』に署名しました。この条約は、すべての人に保障されている普遍的な人権を障害があるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

「障害者権利条約」の締結に先立ち、平成22年1月より『障がい者制度改革推進会議』において、「障害者基本法」の改正、「障害者総合福祉法」の制定、「障害者差別禁止法」の制定等の制度改革に向けた検討が進められました。

■ 『障害者基本法』の改正

平成23年8月には、「障害者基本法」が改正され、目的規定や障害者の定義が見直されるとともに、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれました。

■ 『障害者虐待防止法』の施行

平成24年10月には、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という）』が施行され、障害者に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障害者の人権を守っていくことが明文化されました。

■新たな『障害者基本計画（第3次）』のスタート

平成25年9月に、平成25年度から平成29年度までの約5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた『障害者基本計画（第3次）』がスタートしました。

新たな障害者基本計画では、根拠法である障害者基本法の改正を踏まえ、障害者施策の基本原則等を見直すとともに、新たな分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が追加されました。

■『障害者総合支援法』の施行

平成25年4月、障害者自立支援法は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）』として改正施行されました。

同法では、平成25年4月1日から障害者の定義に「難病」等を追加し、平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

■『障害者優先調達推進法』の施行

平成25年4月から、『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という）』が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。

■『障害者雇用促進法』の改正

平成25年6月、『障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という）』が改正され、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることで精神障害者の雇用を義務付けること等が盛り込まれました。平成28年4月より施行されています。

■『障害者権利条約』への批准

一連の制度改革（「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」の制定、「障害者差別解消法」の制定、「障害者雇用促進法」の改正）を経て、平成26年1月、「障害者権利条約」が正式に批准されました。

■『障害者差別解消法』の施行

平成28年4月、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）』が施行されました。同法では、国の行政機関・地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的な配慮の提供を義務付けています。

■『障害者総合支援法』及び『児童福祉法』の改正

平成28年6月、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、一部を除いて平成30年4月1日から施行されることになっています。

この改正により、「自立生活援助」と「就労定着支援」の2つのサービスと、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担を軽減する仕組み等が新設されることになりました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「居宅訪問型児童発達支援」が新設となり、自治体における障害児福祉計画の策定が義務付けられるなど、障害児に対する支援の拡充が図られています。

② 茨城県における動き

茨城県では、平成15年3月に「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、障害者施策を総合的に推進してきました。また、平成18年3月には、サービス提供体制に関して計画的な整備を進めるために「茨城県障害福祉計画」を策定しました。

その後、平成24年3月には、より障害者のニーズに合った施策が総合的に実施できるよう「いばらき障害者いきいきプラン」と「茨城県障害福祉計画」を統合し、新たに平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間とする「新しいばらき障害者プラン」を策定しました。「新しいばらき障害者プラン」については、平成26年5月に、県や市町村が第4期障害福祉計画を策定するに当たっての基本的な指針が定められたことから、平成26年度に見直しが行われ、平成27年3月に改訂されました。

また、平成26年3月には、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が制定され、平成27年4月から施行されました。

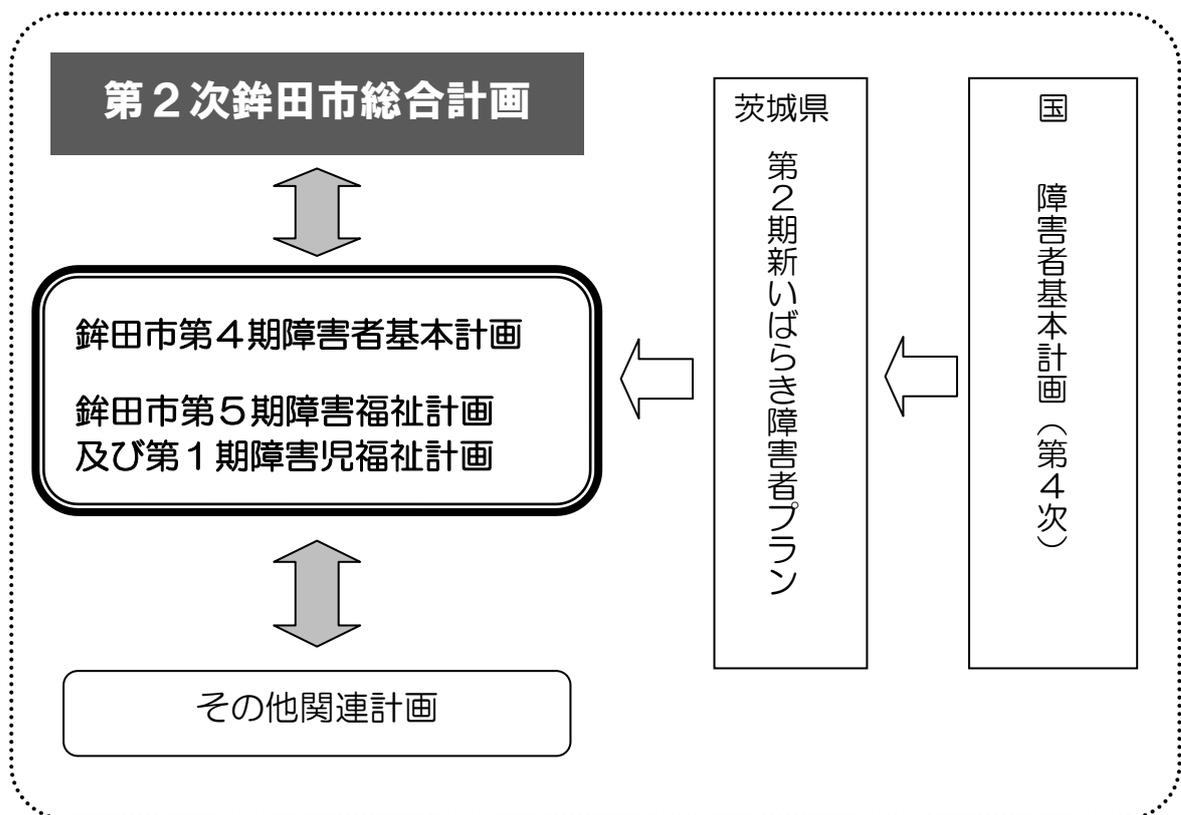
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項による規定（市町村障害者計画）、障害者総合支援法第88条による規定（市町村障害福祉計画）、児童福祉法第33条による規定（障害児福祉計画）に基づき策定するものです。

第2次銚田市総合計画を上位計画としたうえで、障害者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

また、国の『障害者基本計画（第4次）』と『第2期新しいばらき障害者プラン』との整合性を図った計画とします。

図表1-1 銚田市障害者基本計画・銚田市障害福祉計画の位置づけ



4 計画の期間

「第4期銚田市障害者基本計画」の期間については、3年間とします。

「第5期銚田市障害福祉計画」及び「第1期銚田市障害児福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

図表1-2 銚田市障害者基本計画・銚田市障害福祉計画・銚田市障害児福祉計画の期間

年度	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 33年	平成 34年	平成 35年
障害者 基本計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		
障害 福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
障害児 福祉計画				第1期計画			第2期計画		

第 2 章

銚田市の障害者をめぐる状況

1 銚田市の障害者福祉の状況

(1) 身体障害者手帳交付の状況

身体障害者手帳を所持している人の数は、平成27年度にかけて増加傾向にありましたが、平成28年度からは減少傾向に転じ、平成29年度には1,665人となっています。総人口に占める割合についても、微減の傾向を示しています。

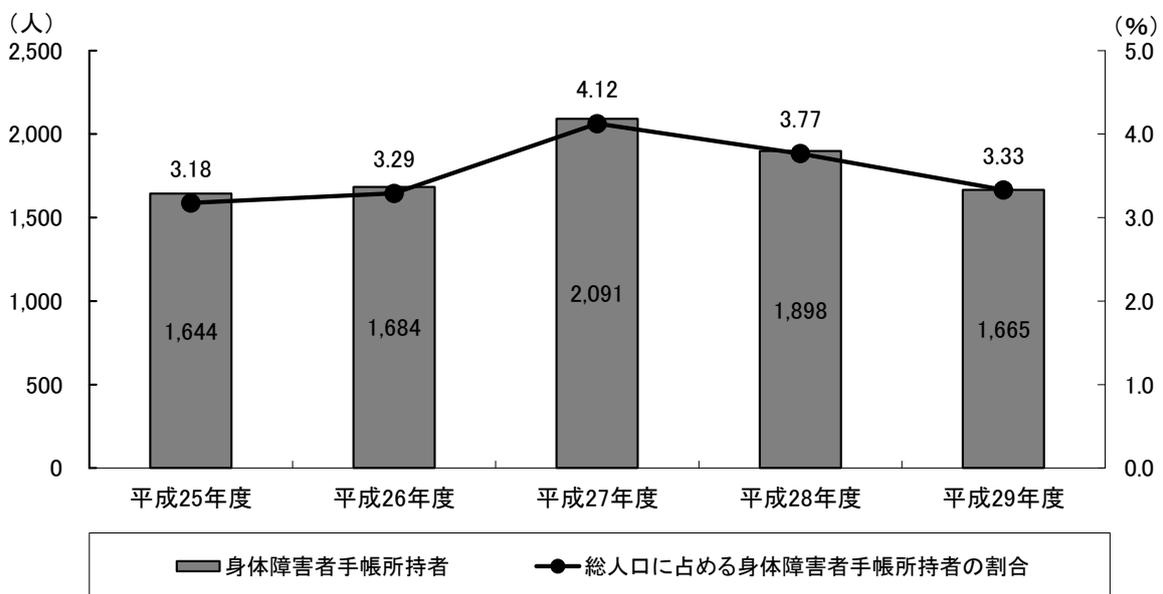
図表2-1 身体障害者手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年 度	人口（人）	所持者数（人）	割合（％）
平成25年度	51,778	1,644	3.18
平成26年度	51,192	1,684	3.29
平成27年度	50,696	2,091	4.12
平成28年度	50,400	1,898	3.77
平成29年度	49,998	1,665	3.33

(出典：住民基本台帳)

図表2-2 身体障害者手帳所持者の推移



障害種別では「肢体不自由」が852人と最も多く、全体の51.2%を占めます。また、等級別では「1級」が586人で全体の35.2%を占め、「2級」の257人（全体の15.4%）と合わせると、843人で全体の50.6%となっています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の総合等級から見た障害種別状況
（平成29年4月1日現在）単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障害	合計
1級	51	5	0	170	360	586
2級	31	40	1	181	4	257
3級	6	23	8	160	87	284
4級	9	24	6	223	98	360
5級	9	0	0	80	0	89
6級	5	46	0	38	0	89
合計	111	138	15	852	549	1,665

性別で見ると、障害児では男児が12人、女児が10人、障害者では、男性が877人、女性が766人といずれも男性が女性を上回っています。

年代別にみると、65歳以上の所持者は1,156人で障害者全体の70.4%を占めています。また、障害児は全体の1.3%となっています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

(平成29年4月1日現在) 単位：人

年齢		性別		合計
		男	女	
障害児数	0～4歳	2	2	4
	5～9歳	3	4	7
	10～14歳	4	3	7
	15～17歳	3	1	4
障害児数		12	10	22
障害者数	18～19歳	4	0	4
	20～29歳	20	11	31
	30～39歳	21	22	43
	40～49歳	55	37	92
	50～59歳	102	56	158
	60～64歳	105	54	159
	65歳以上	570	586	1,156
障害者数		877	766	1,643
合計		889	776	1,665

(2) 療育手帳交付の状況

療育手帳を所持している人の数は、平成25年度以降増加を続けており、平成29年度には419人となっています。同様に、総人口に占める割合も過去5年間は微増で推移しています。

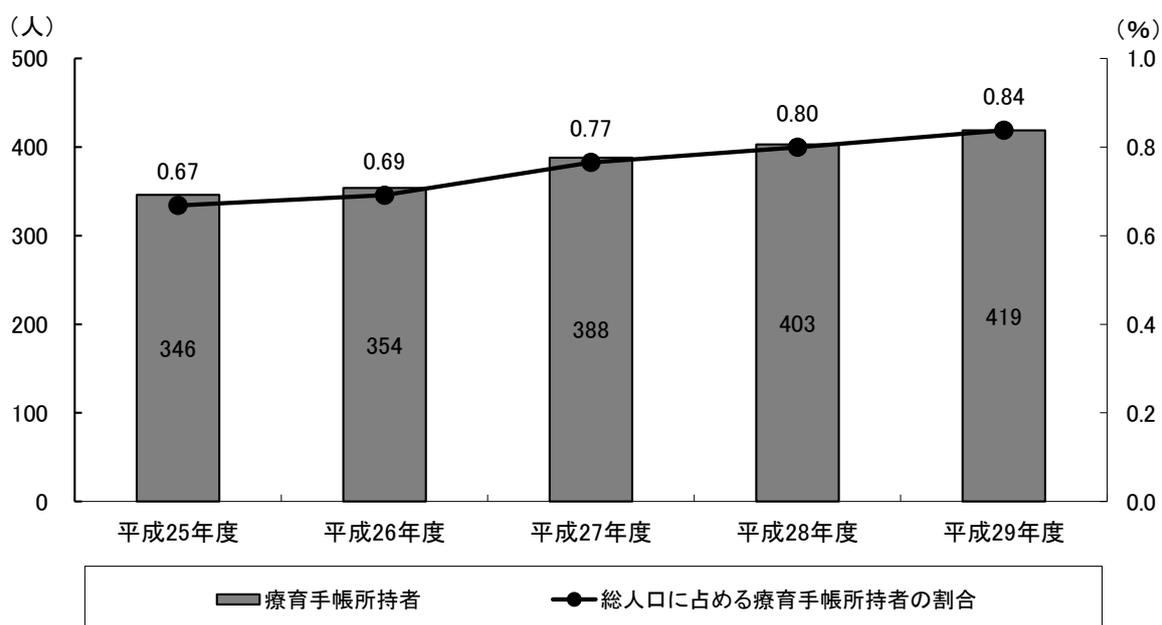
図表2-5 療育手帳の所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)
平成25年度	51,778	346	0.67
平成26年度	51,192	354	0.69
平成27年度	50,696	388	0.77
平成28年度	50,400	403	0.80
平成29年度	49,998	419	0.84

(出典：住民基本台帳)

図表2-6 療育手帳所持者の推移



程度区分でみると「B」が最も多く、全体の29.6%を占めています。

性別でみると、障害児・障害者のいずれも男性が女性を上回り、全体の61.1%を占めています。年代で見ると、障害児が全体の14.1%に上っています。最も多い年代は20～29歳代で、全体の23.6%を占めています。

図表2-7 療育手帳所持者の程度区分状況

(平成29年4月1日現在) 単位：人

年齢		等級				合計
		㊤	A	B	C	
障害児数	0～9歳	4	5	7	9	25
	10～14歳	3	6	5	8	22
	15～17歳	2	3	3	4	12
障害児数		9	14	15	21	59
障害者数	18～39歳	36	29	56	59	180
	40～64歳	38	44	43	21	146
	65歳以上	3	21	10	0	34
障害者数		77	94	109	80	360
合計		86	108	124	101	419

図表2-8 療育手帳所持者の男女・年代別状況

(平成29年4月1日現在) 単位：人

年齢		性別		合計
		男	女	
障害児数	0～6歳	9	3	12
	7～9歳	8	5	13
	10～14歳	16	6	22
	15～17歳	8	4	12
障害児数		41	18	59
障害者数	18～19歳	11	9	20
	20～29歳	61	38	99
	30～39歳	34	27	61
	40～49歳	51	23	74
	50～59歳	23	16	39
	60～64歳	16	17	33
	65歳以上	19	15	34
障害者数		215	145	360
合計		256	163	419

(3) 精神障害者保健福祉手帳等交付の状況

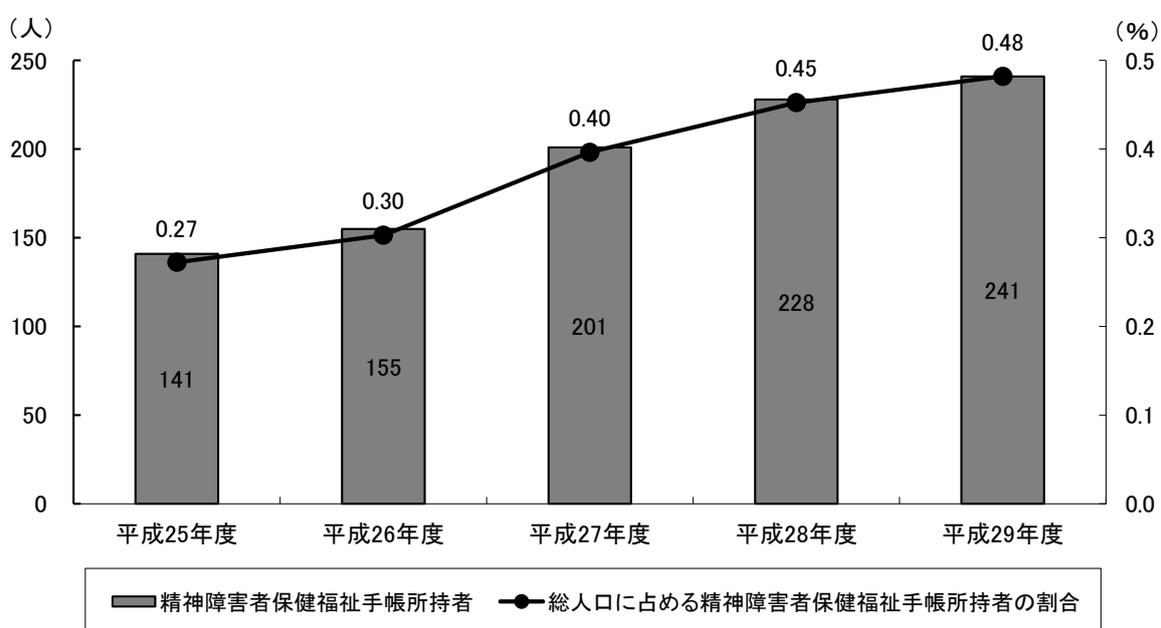
精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、平成25年度以降増加を続けており、平成29年度には241人となっています。また、自立支援医療（精神通院医療）支給決定者数についても、手帳所持者数と同様に増加傾向となっており、平成29年度には554人となっています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）支給決定者数
（各年度4月1日現在）

年度	人口（人）	所持者数（人）	割合（％）	自立支援医療 （精神通院医療） 支給決定者数（人）	割合（％）
平成25年度	51,778	141	0.27	368	0.71
平成26年度	51,192	155	0.30	401	0.78
平成27年度	50,696	201	0.40	416	0.82
平成28年度	50,400	228	0.45	527	1.05
平成29年度	49,998	241	0.48	554	1.11

（出典：住民基本台帳）

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳の程度区分については、平成29年度では「2級」が最も多く、全体の65.6%を占めています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数を疾患別にみると、平成29年度では、統合失調症が238人で最も多く、全体の43.0%を占めています。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の程度区分状況

(各年度4月1日現在) 単位：人

年度	等級	1級	2級	3級	合計
平成25年度		29	83	29	141
平成26年度		28	95	32	155
平成27年度		28	129	44	201
平成28年度		32	142	54	228
平成29年度		28	158	55	241

図表2-12 自立支援医療(精神通院医療)受給者の疾患別状況

(各年度4月1日現在) 単位：人

年度	疾患	症状性を含む器質性精神障害(認知症等)	中毒性精神障害(アルコール依存、薬物依存等)	統合失調症	気分障害(うつ病、躁病等)	てんかん	神経症、ストレス関連障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
平成25年度		14	7	183	83	41	19	1
平成26年度		16	8	196	91	42	21	1
平成27年度		15	10	237	134	63	27	1
平成28年度		18	8	235	136	61	33	1
平成29年度		15	10	238	150	60	40	2

年度	疾患	成人の人格及び行動の障害	精神遅滞	心理的発達の障害	小児期及び青年期の行動及び情緒の障害	その他	合計
平成25年度		2	8	7	3	0	368
平成26年度		2	10	9	5	0	401
平成27年度		3	7	12	6	1	516
平成28年度		3	9	13	9	1	527
平成29年度		3	11	15	10	0	554

(4) 事業所の状況

訪問系サービスの事業所数は13箇所、日中活動系サービスの事業所数は21箇所、居住系サービスの事業所数は4箇所、相談支援事業所は3箇所となっています。

図表2-13 訪問系サービスの状況

(平成29年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合支援法に基づく訪問系サービス	居宅介護	5
	重度訪問介護	5
	行動援護	2
	同行援護	1
	重度包括支援	0
	合計	13

図表2-14 日中活動系サービスの状況

(平成29年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合支援法、児童福祉法に基づく日中活動系サービス	短期入所	2
	生活介護	4
	療養介護	0
	自立訓練（機能訓練）	0
	自立訓練（生活訓練）	0
	就労移行支援※	5
	就労継続支援（A型）	1
	就労継続支援（B型）※	5
	児童発達支援	3
	放課後等デイサービス	2
	合計	21

※休止事業所1箇所を含む。

図表2-15 居住系サービスの状況

(平成29年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合支援法に基づく居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	3
	施設入所支援	2
	合計	4

図表2-16 相談系サービスの状況

(平成29年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合支援法に基づく相談系サービス	相談支援事業所	3
	合計	3

(5) 障害支援区分認定の状況

平成29年度の認定状況は以下のとおりです。

図表2-17 平成29年度障害支援区分の認定状況

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
身体障害	4	8	9	8	6	31	0	66
知的障害	2	10	15	27	44	36	0	134
精神障害	7	18	12	8	2	0	0	47
合計	13	36	36	43	52	67	0	247

(6) 障害福祉サービス別の受給状況

障害福祉サービス別の平成29年4月の支給決定者数及び受給者数は以下のとおりです。受給率は、59.5%となっています。

図表2-18 障害福祉サービス別支給決定者・受給者数

単位：人

サービス機能	サービス種類	平成29年4月	
		支給決定者数	受給者数
訪問系サービス	居宅介護	46	33
	重度訪問介護	1	1
	行動援護	0	0
	同行援護	7	1
	重度包括支援	0	0
	小計	54	35
日中活動系サービス	短期入所	65	21
	生活介護	145	126
	療養介護	5	5
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1	1
	就労移行支援	32	31
	就労継続支援（A型）	10	10
	就労継続支援（B型）	82	77
	児童発達支援	9	9
	放課後等デイサービス	42	36
	小計	391	316
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	75	67
	施設入所支援	90	86
	小計	165	153
相談系サービス	指定特定相談支援事業所	312	312
	指定障害児相談支援事業所	32	15
	小計	344	327
合計		954	831

(7) 地域生活支援事業の状況

平成28年度の地域生活支援事業の実績は以下のとおりです。

図表2-19 地域生活支援事業の状況

	事業種別	利用・整備の実績
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援事業	4件
	コミュニケーション支援事業	23回
	日常生活用具給付等事業	1,011件
	移動支援事業	451時間
	地域活動支援センター	3箇所
	日中一時支援事業	982回

2 第4期障害福祉計画の進捗状況

(1) 第4期障害福祉計画の成果目標の進捗状況

目標1 施設入所者の地域生活への移行

- 平成25年度末の施設入所者のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する人数を19人とします。

図表2-20 移行者数の目標と実績見込

	平成29年度
目標	19人
実績見込	0人

- 平成29年度末の施設入所者数について、平成25年度末の施設入所者数から10人減少することを目指します。

図表2-21 施設入所者数の目標と実績見込

	平成29年度
【平成25年度末施設入所者数】	96人
入所者削減目標	10人
実績見込	0人

【目標達成のための今後の課題】

障害者が入所施設から地域に移行し、安心した生活を送るためには、日常生活を送る上で必要な生活能力や生活基盤を整えるための支援を強化することが重要です。

また、障害のある方の状況に応じた日中活動が可能となる場所や居住のためのグループホームの確保、既存住宅の改修等が必要です。

目標2 地域生活支援拠点等の整備

- 平成29年度末までに圏域の各市、各団体・事業者等の関係機関と協議・連携し、地域生活支援拠点の整備に努めます。

図表2-22 地域生活支援拠点の整備目標と実績見込み

	平成29年度
目標	圏域の各市、各団体・事業者等の関係機関と協議・連携し、地域生活支援拠点の整備に努めます。
実績見込	未整備

【目標達成のための今後の課題】

引き続き圏域内の各市、各団体・事業所等の関係機関と協議・連携し、拠点の整備に努めます。

目標3 福祉施設から一般就労への移行

①就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人数を6人とします。

図表2-23 福祉施設から一般就労への移行者数の目標と実績見込み

	平成29年度
目標	6人
実績見込	2人

②就労移行支援事業の利用者数等

ア. 就労移行支援事業の利用者数

- 平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を57人とします。

図表2-24 就労移行支援事業利用者数の数値目標

	平成29年度
目標	57人
実績見込	25人

イ. 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

- 平成29年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数が、1箇所となることを目指します。

図表2-25 就労移行率の数値目標

	平成29年度
目標	1箇所
実績見込	0箇所

【目標達成のための今後の課題】

引き続き、一般就労への移行を促進するため、ハローワーク、事業所、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携を強化し、ジョブコーチの派遣等の活用をしてまいります。また、平成30年度より障害福祉サービスとして新たに創設される「就労定着支援」の利用促進にも努めます。

3 第4期計画における障害福祉サービスの目標値と実績値

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、平成27年度ではほぼ目標値のとおりとなりましたが、平成28年度と平成29年度は実績時間数が目標値を下回りました。

第5期計画の検討においては、こうした利用動向を踏まえながら、平成32年度の最終年度までの今後の地域生活の移行者数を見極めた目標設定を行い、引き続き必要なサービス提供基盤の整備に取り組んでいく必要があります。

図表2-26 訪問系サービスの目標値と実績値

(各年度9月1日時点)

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)
訪問系サービス	時間/月 (実績時間数)	1,250	1,407	112.6	1,300	1,110	85.4	1,350	1,100	81.5
(実利用人数)	人/月	50	49	98.0	52	39	75.0	54	59	109.3

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、就労継続支援（A・B型）や療養介護の実績値が目標値を大きく上回る結果となっています。また、生活介護はおおむね目標値に近い推移となっていますが、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援や短期入所については、目標値と実績値の開きが大きくなっています。

第5期計画でも、日中活動系サービスの需要が引き続き高いことを考慮しながら目標設定を行う必要があります。

図表2-27 日中活動系サービスの目標値と実績

(各年度9月1日時点)

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)
①生活介護	人日/月	2,898	2,745	94.7	3,024	2,655	87.8	3,171	2,673	84.3
(実利用人数)	人/月	138	131	94.9	144	126	87.5	151	130	86.1
②自立訓練 (機能訓練)	人日/月	21	34	161.9	21	0	0.0	21	22	104.8
(実利用人数)	人/月	1	2	200.0	1	0	0.0	1	1	100.0
③自立訓練 (生活訓練)	人日/月	42	43	102.4	42	23	54.8	42	18	42.9
(実利用人数)	人/月	2	2	100.0	2	1	50.0	2	1	50.0
④就労移行 支援	人日/月	680	541	79.6	768	295	38.4	855	479	56.0
(実利用人数)	人/月	40	27	67.5	48	21	43.8	57	25	43.9
⑤就労継続 支援(A型)	人日/月	23	67	291.3	23	118	513.0	23	166	721.7
(実利用人数)	人/月	1	3	300.0	1	6	600.0	1	10	1000.0
⑥就労継続 支援(B型)	人日/月	1,029	1,268	123.2	1,071	1,504	140.4	1,092	1,523	139.5
(実利用人数)	人/月	49	61	124.5	51	76	149.0	53	79	149.1
⑦療養介護	人日/月	124	124	100.0	124	155	125.0	124	186	150.0
(実利用人数)	人/月	4	4	100.0	4	5	125.0	4	6	150.0
⑧短期入所	人日/月	180	132	73.3	210	160	76.2	240	233	97.1
(実利用人数)	人/月	18	16	88.9	21	20	95.2	24	28	116.7

(3) 居住系サービス

居住系サービスでは、いずれのサービスでも利用人数の実績値が目標値に近い推移となっています。

第5期計画でも、居住系サービスの利用ニーズが高くなることを考慮しつつ、国の指針に基づく地域生活移行者数の目標値を踏まえ、見込量の設定を行う必要があります。

図表2-28 居住系サービスの目標値と実績値

(各年度9月1日時点) 単位：人/月

サービス区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)
①共同生活援助	64	64	100.0	67	66	98.51	70	70	100.0
②施設入所支援	93	93	100.0	89	87	97.75	86	87	101.2

(4) 相談支援

計画相談支援では、利用人数の実績値がほぼ目標値に近い値となっています。また、地域移行支援と地域定着支援については、第4期計画期間中の利用はありませんでした。

図表2-29 相談支援の目標値と実績値

(各年度9月1日時点) 単位：人/月

サービス区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)
①計画相談支援	300	318	106.0	315	310	98.4	330	318	96.4
②地域移行支援	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
③地域定着支援	2	0	0.0	3	0	0.0	4	0	0.0

(5) 障害児支援サービス

障害児支援サービスでは、放課後等デイサービスや障害児相談支援で実績値が目標値を上回っています。第5期計画でも、需要が引き続き高くなることを考慮した上で、見込量の設定を行う必要があります。

また、保育所等訪問支援と医療型児童発達支援については、第4期計画期間中の利用はありませんでした。

図表2-30 障害児支援の目標値と実績値

(各年度9月1日時点)

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)
①児童発達支援	人日/月	132	133	100.8	144	72	50.0	156	144	92.3
(実利用人数)	人/月	11	12	109.1	12	5	41.7	13	13	100.0
②放課後等デイサービス	人日/月	105	101	96.2	112	201	179.5	119	472	396.6
(実利用人数)	人/月	15	14	93.3	17	22	129.4	17	38	223.5
③保育所等訪問支援	人日/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
(実利用人数)	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
④医療型児童発達支援	人日/月	20	0	0.0	20	0	0.0	20	0	0.0
(実利用人数)	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
⑤障害児相談支援	人/年	17	22	129.4	19	17	89.5	21	41	195.2

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業では、移動支援事業の給付が多く、目標値を大幅に上回っています。

図表2-31 理解促進研修・啓発事業の目標値と実績値

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】実施の有無	実施予定	実施予定	実施予定
【実績値】実施の有無	無	無	無

図表2-32 自発的活動支援発事業の目標値と実績値

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】実施の有無	実施予定	実施予定	実施予定
【実績値】実施の有無	無	無	無

図表2-33 相談支援事業の目標値と実績値

単位：箇所

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】実施見込箇所数	2	2	2
【実績値】実施箇所数	2	2	2
達成率（%）	100.0	100.0	100.0

図表2-34 成年後見制度利用支援事業の目標値と実績値

単位：人/年

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】利用見込人数	2	2	2
【実績値】利用人数	5	4	5
達成率（%）	250.0	200.0	250.0

図表2-35 成年後見制度法人後見支援事業の目標値と実績値

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】実施の有無	検討	検討	実施予定
【実績値】実施の有無	無	無	無

図表2-36 意思疎通支援事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】手話通訳者・要約 筆記者派遣事業 （利用見込件数）	30	35	40
【実績値】手話通訳者・要約 筆記者派遣事業（利用件数）	17	23	23
達成率（％）	56.7	65.7	57.5
【目標値】手話通訳者設置事業 （実設置見込人数）	検討	1	1
【目標値】手話通訳者設置事業 （実設置人数）	—	0	0
達成率（％）	—	0.0	0.0

図表2-37 手話奉仕員養成研修事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】養成講習修了 見込者数	4	4	4
【実績値】養成講習修了者数	0	0	0
達成率（％）	0.0	0.0	0.0

図表2-38 移動支援事業の目標値と実績値

単位：人／年、時間／年

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】利用見込人数	5	5	5
【実績値】利用人数	17	13	15
達成率（％）	340.0	260.0	300.0
【目標値】延べ利用見込時間数	250	250	250
【実績値】延べ利用時間数	546	452	314
達成率（％）	218.4	180.8	125.6

図表2-39 地域活動支援センターの目標値と実績値

単位：人／月

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】利用見込人数	25	25	25
【実績値】利用人数	31	31	31
達成率（％）	124.0	124.0	124.0

図表2-40 日常生活用具給付事業の目標値と実績値

単位：件／年

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
①介護・訓練支援用具			
【目標値】利用見込件数	5	6	7
【実績値】利用件数	0	5	2
達成率（％）	0.0	83.3	28.6
②自立生活支援用具			
【目標値】利用見込件数	5	5	5
【実績値】利用件数	4	5	3
達成率（％）	80.0	100.0	60.0
③在宅療養等支援用具			
【目標値】利用見込件数	5	6	7
【実績値】利用件数	5	6	8
達成率（％）	100.0	100.0	114.3
④情報・意思疎通支援用具			
【目標値】利用見込件数	5	6	6
【実績値】利用件数	13	3	4
達成率（％）	260.0	50.0	66.7
⑤排泄管理支援用具			
【目標値】利用見込件数	800	828	856
【実績値】利用件数	856	991	818
達成率（％）	107.0	119.7	95.6
⑥居宅生活動作補助用具			
【目標値】利用見込件数	2	2	2
【実績値】利用件数	2	1	2
達成率（％）	100.0	50.0	100.0

図表2-41 日中一時支援事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】利用見込人数	30	30	30
【実績値】利用人数	35	27	30
達成率（％）	116.7	90.0	100.0

図表2-42 自動車改造費助成事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
【目標値】利用見込人数	2	2	2
【実績値】利用人数	0	0	3
達成率（％）	0.0	0.0	150.0

4 障害福祉に関するアンケート結果の概要

計画の策定にあたり、障害のある人（障害児を含む）の生活実態や障害福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

（1）調査設計

① 調査対象者

市内在住の障害者手帳所持者から、無作為に以下の人数を抽出しました。

①身体障害者手帳所持者	1,577人	
②療育手帳所持者	245人	
③精神障害者保健福祉手帳所持者	146人	合計 1,968人

② 調査方法

郵送による配布、郵送による回収

③ 調査期間

平成29年9月11日から9月29日まで

④ 調査内容

- | | |
|-------------|--------------|
| ①ご本人のことについて | ⑤防災対策について |
| ②介助について | ⑥権利擁護について |
| ③仕事や収入について | ⑦今後の福祉施策について |
| ④福祉サービスについて | |

（2）回収状況

図表2-43 アンケートの回収状況

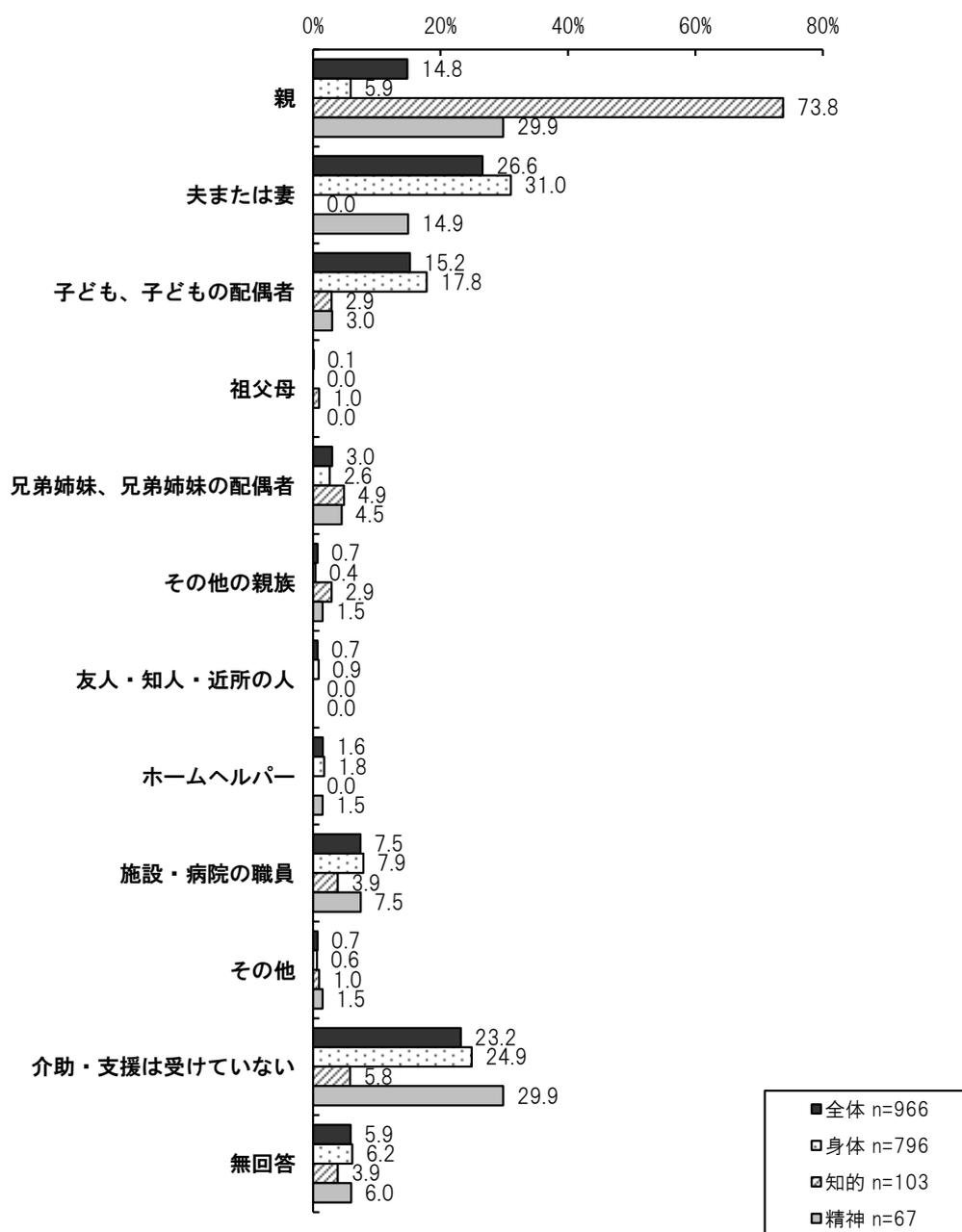
	配布数	有効回収数	有効回収率
①身体障害者手帳所持者	1,577	796	50.5%
②療育手帳所持者	245	103	42.0%
③精神障害者保健福祉手帳所持者	146	67	45.9%
合計	1,968	966	49.1%

(3) 調査結果のまとめ

■介助について

主な介助者（支援者）をみると、身体障害者では「夫または妻」（31.0%）、知的障害者では「親」（73.8%）が最も多くなっています。精神障害者では、「親」と「介助・支援は受けていない」（ともに29.9%）が最も多くなっています。

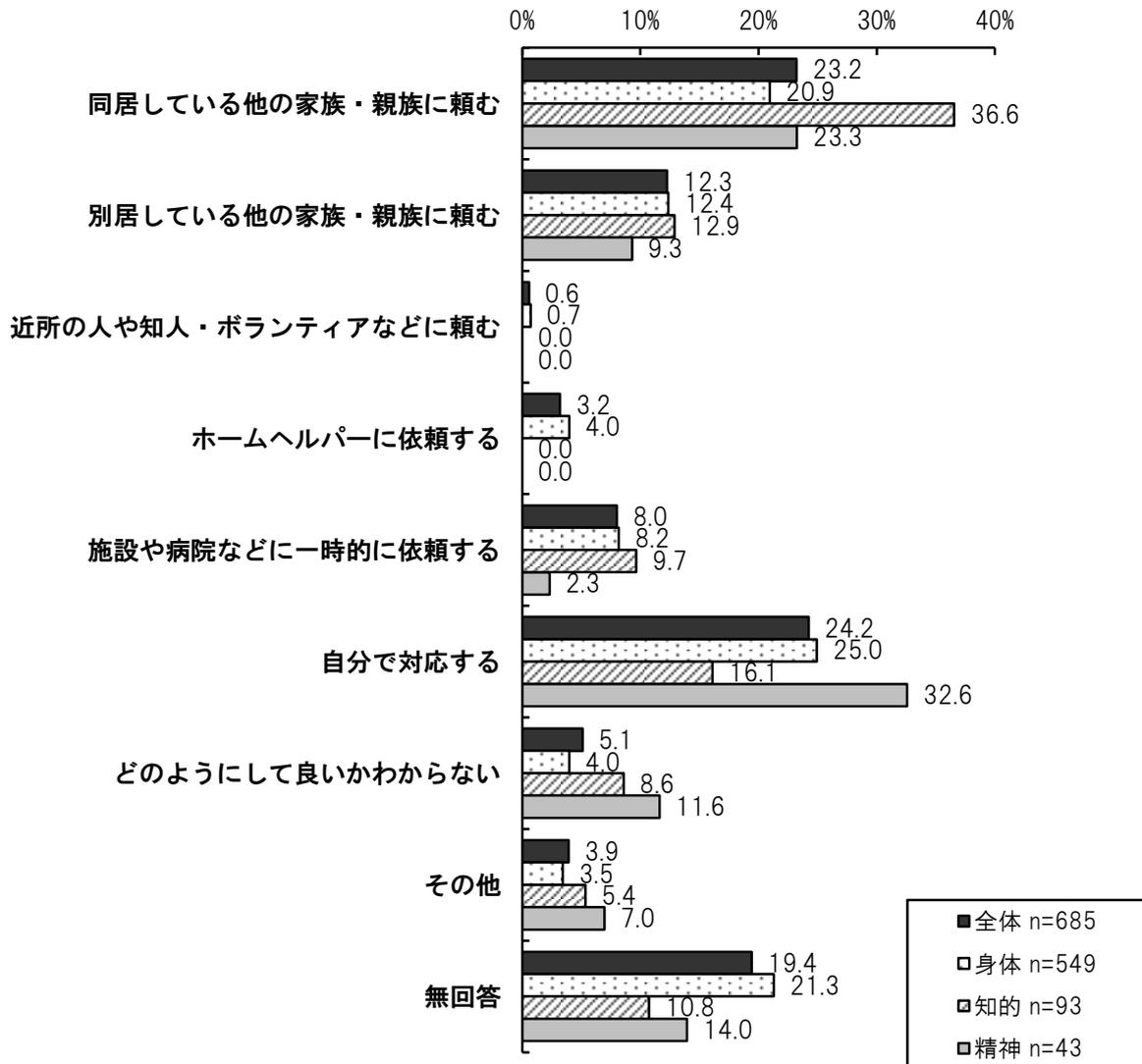
図表2-44 主な介助者（全体、障害別）



※グラフ中の「n」は質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。以下、同様。

介助（支援）を受けている方の、主な介助者が不在のときの対応を見ると、身体障害者と精神障害者では「自分で対応する」（身体障害者：25.0%、精神障害者：32.6%）が最も多く、知的障害者では「同居している他の家族・親族に頼む」（36.6%）が最も多くなっています。

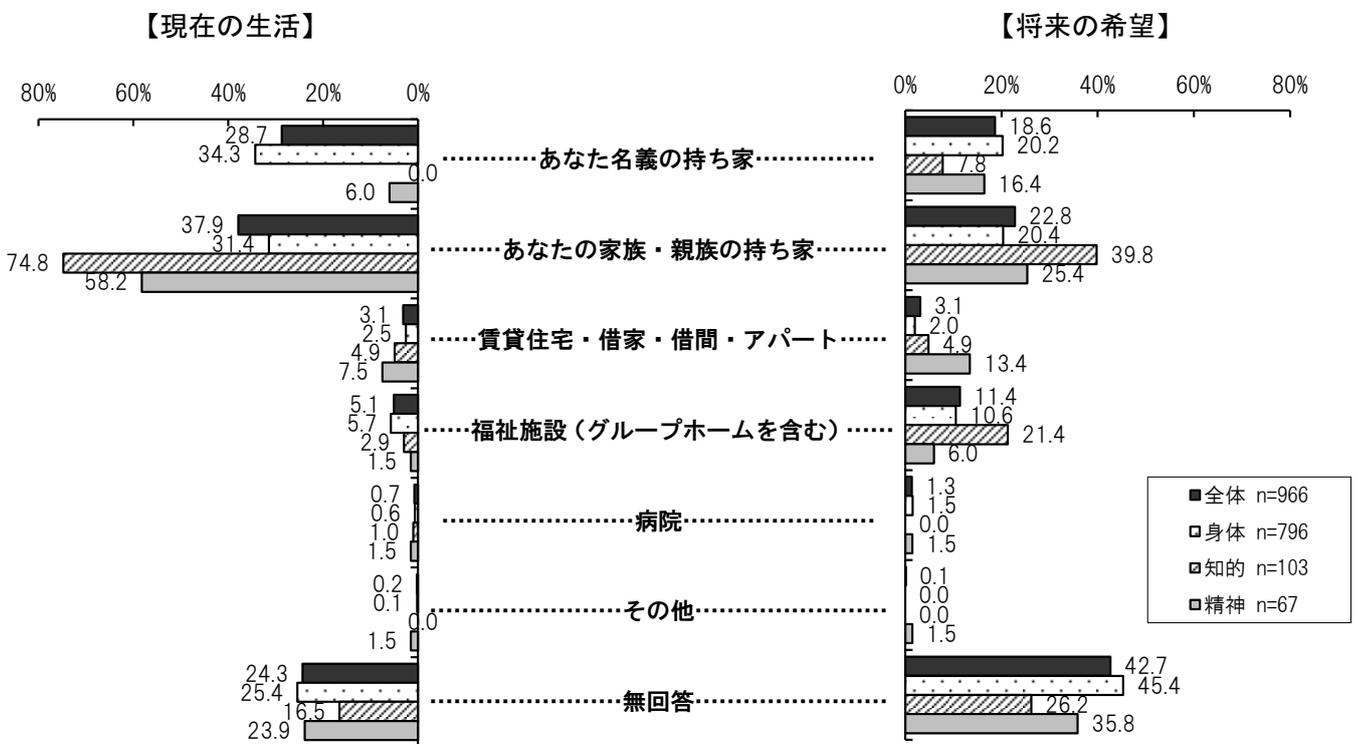
図表2-45 主な介助者が不在のときの対応（全体、障害別）



■暮らしについて

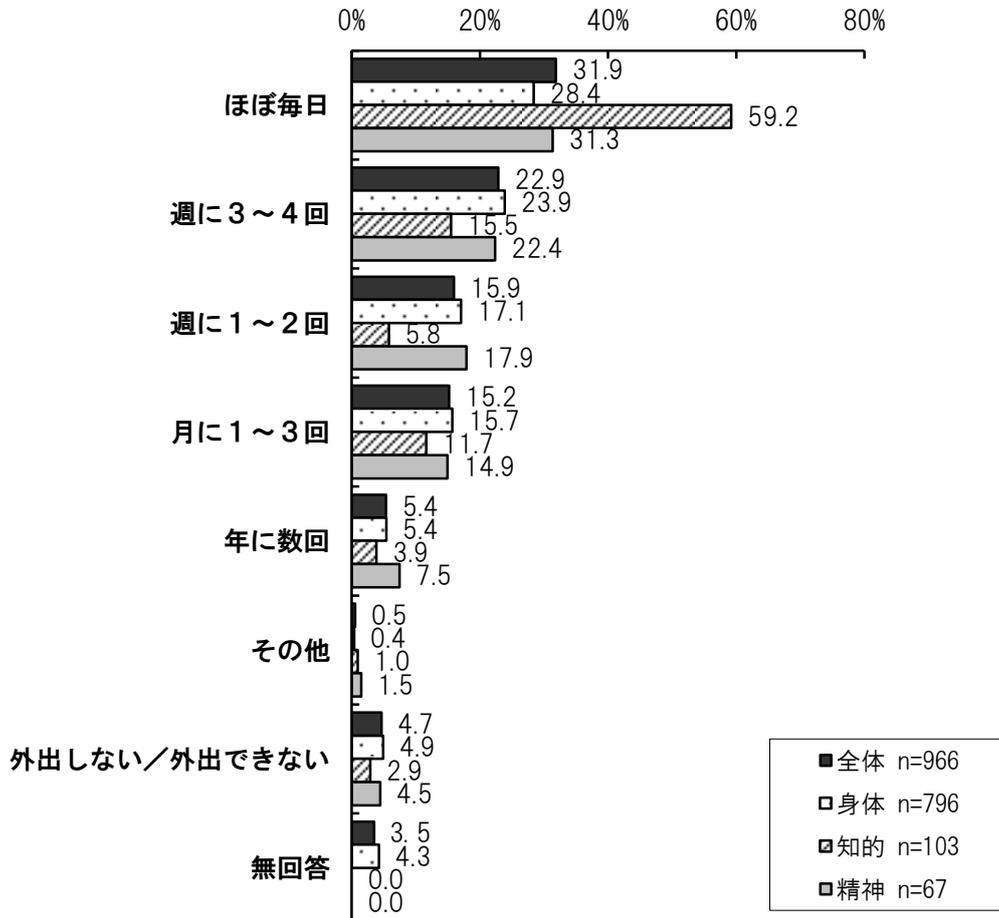
『現在の生活』の場所を見ると、いずれの障害でも「あなたの家族・親族の持ち家」の回答が最も多く、身体障害者と精神障害者で3割以上、知的障害者では7割半近くとなっています。『将来の希望』に関して、割合は低くなったものの、いずれの障害でも「あなたの家族・親族の持ち家」の回答が最も多くなっています。障害別に特徴の見られる回答としては、知的障害者で「福祉施設（グループホームを含む）」（21.4%）、精神障害者で「賃貸住宅・借家・借間・アパート」（13.4%）の割合が比較的高いことなどが挙げられます。

図表2-46 生活の場 ～「現在」と「将来」について～（全体、障害別）



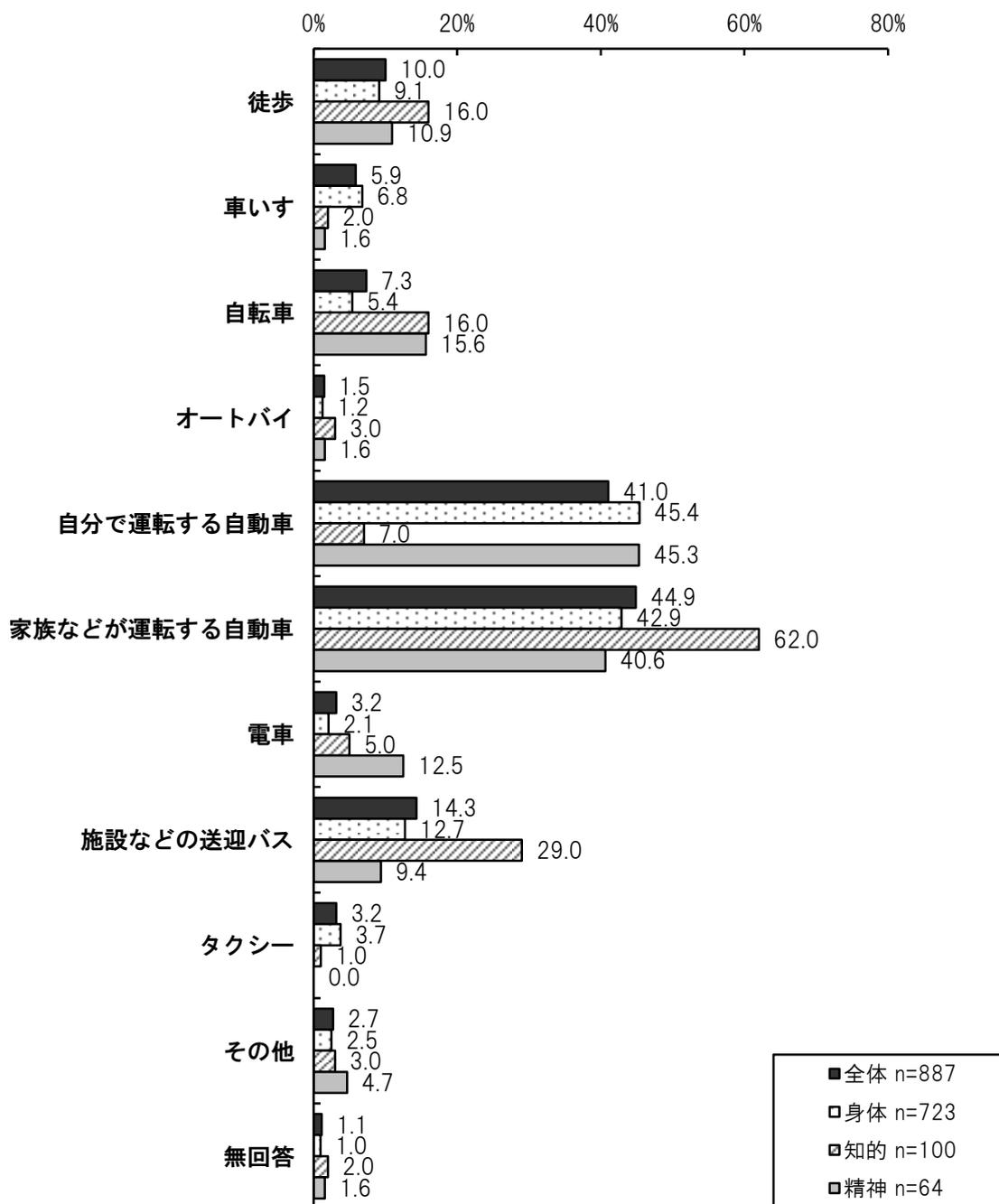
外出の頻度を見ると、いずれの障害でも「ほぼ毎日」が最も多く、特に知的障害者では6割近くとなっています。

図表2-47 外出の頻度（全体、障害別）



普段外出されている方の主な外出の手段を見ると、身体障害者と精神障害者では「自分で運転する自動車」（身体障害者：45.4%、精神障害者：45.3%）、知的障害者では「家族などが運転する自動車」（62.0%）が最も多くなっています。

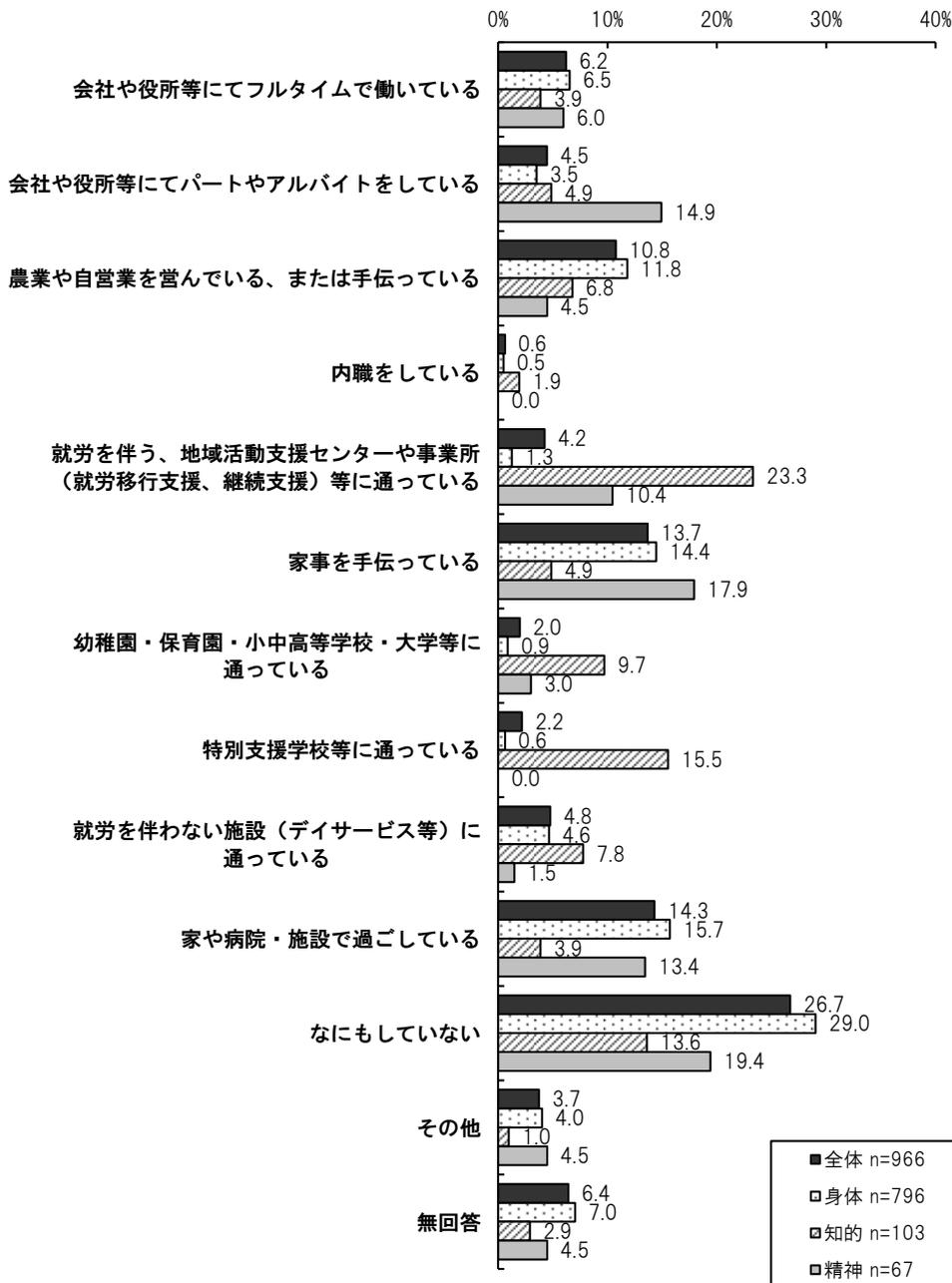
図表2-48 外出の手段（全体、障害別）



■仕事や収入について

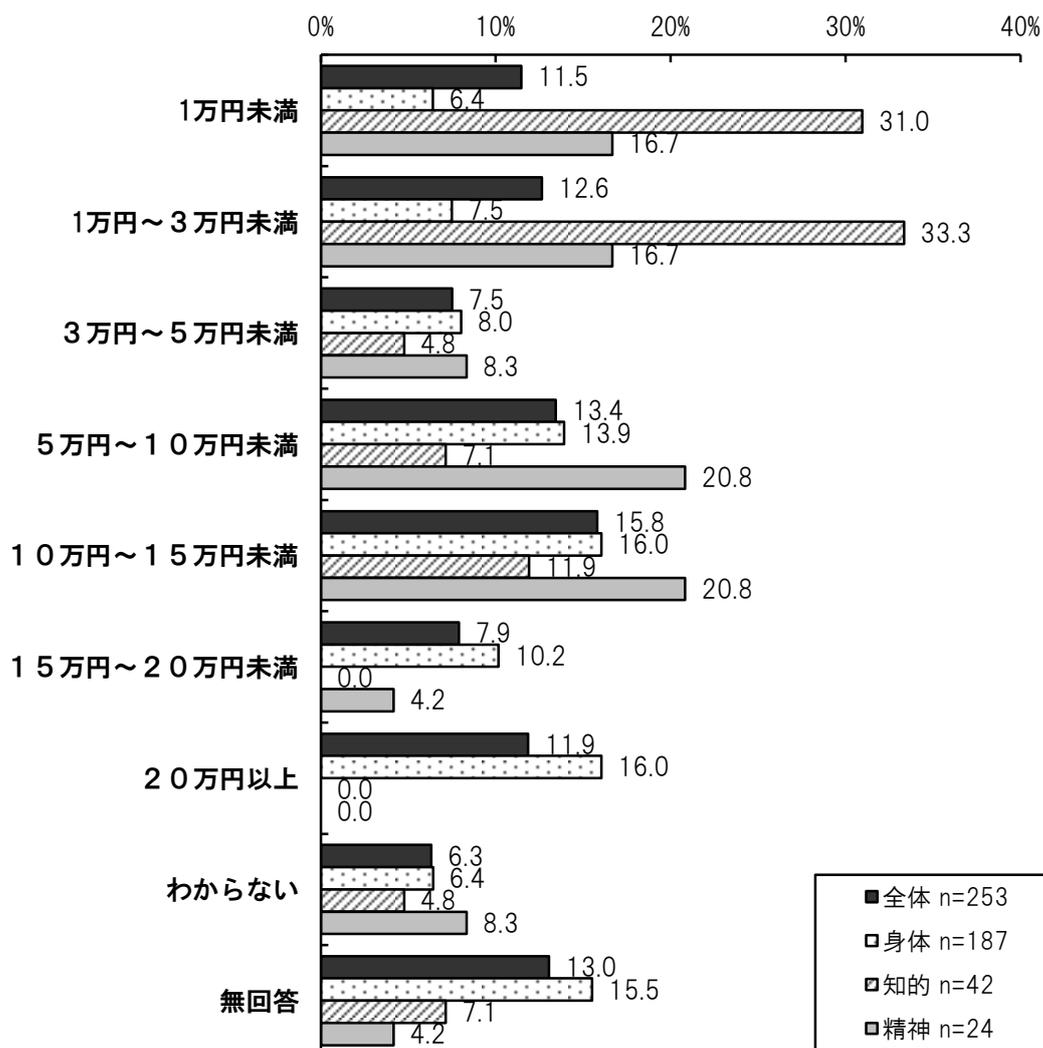
日中の過ごし方を見ると、身体障害者と精神障害者で「なにもしていない」（身体障害者：29.0%、精神障害者：19.4%）が最も多く、知的障害者では「就労を伴う、地域活動支援センターや事業所（就労移行支援、継続支援）等に通っている」（23.3%）が最も多くなっています。

図表2-49 日中の過ごし方について（全体、障害別）



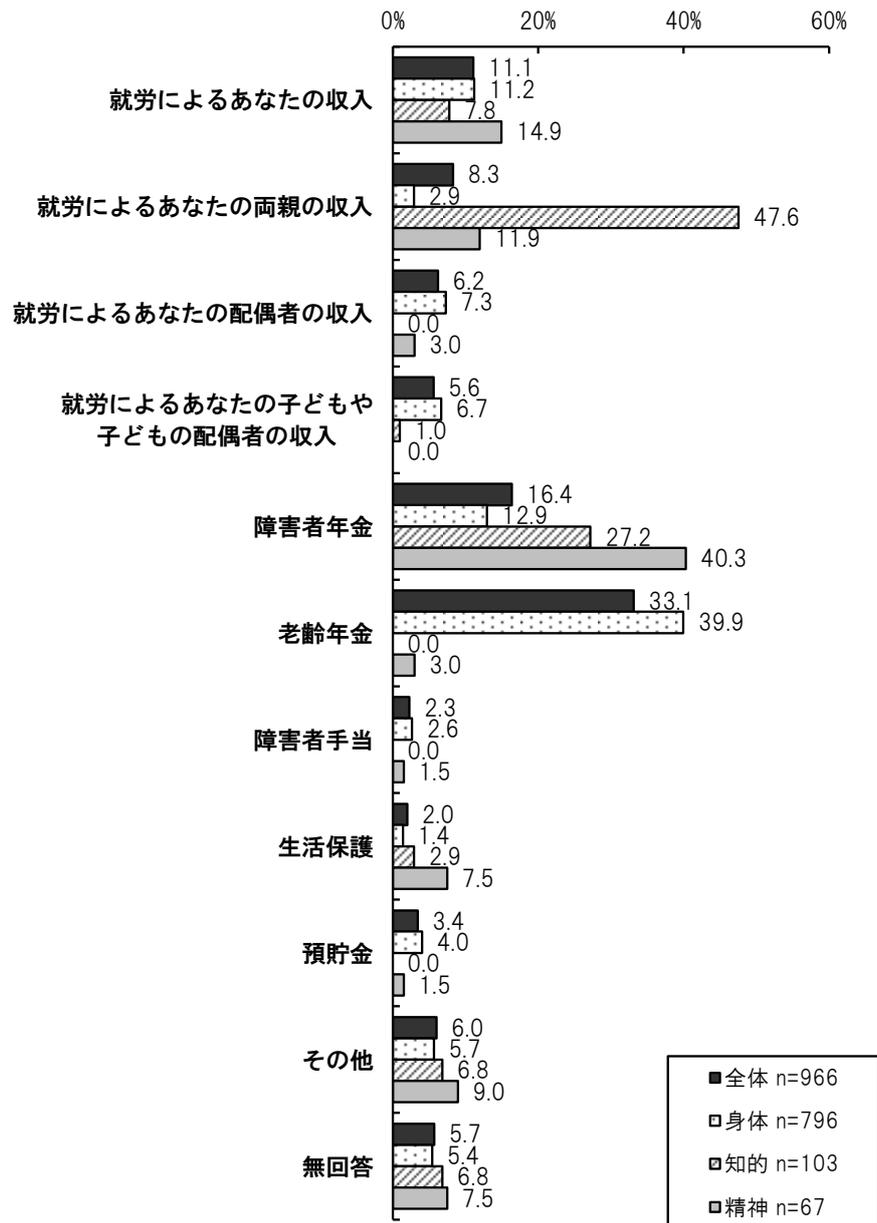
仕事をしている方の収入を見ると、身体障害者では「10万円～15万円未満」と「20万円以上」（ともに16.0%）、知的障害者では「1万円～3万円未満」（33.3%）、精神障害者では「5万円～10万円未満」と「10万円～15万円未満」（ともに20.8%）が最も多くなっています。

図表2-50 仕事の収入について（全体、障害別）



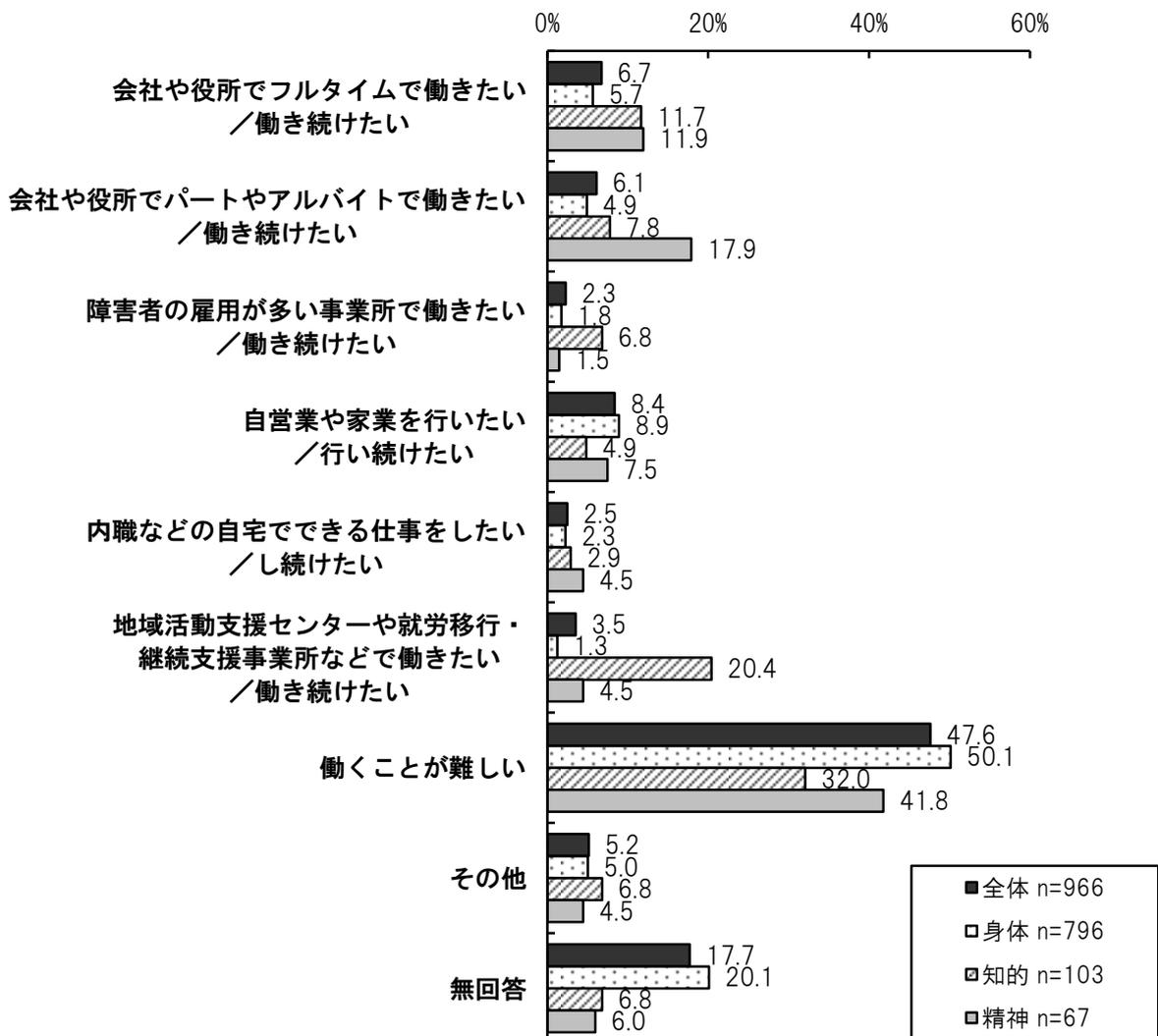
生活費の中心になっている収入について見ると、身体障害者では「老齢年金」(39.9%)、知的障害者では「就労によるあなたの両親の収入」(47.6%)、精神障害者では「障害者年金」(40.3%)が最も多くなっています。

図表2-51 生活費の中心になっている収入（全体、障害別）



将来の働き方の希望について見ると、いずれの障害でも3割以上（身体障害者と精神障害者は4割超）が「働くことが難しい」と回答していますが、知的障害者では「地域活動支援センターや就労移行・継続支援事業所などで働きたい／働きたい」、精神障害者で「会社や役所でパートやアルバイトで働きたい／働きたい」と回答した方が比較的多いことなど、一定の就労希望があることがうかがえます。

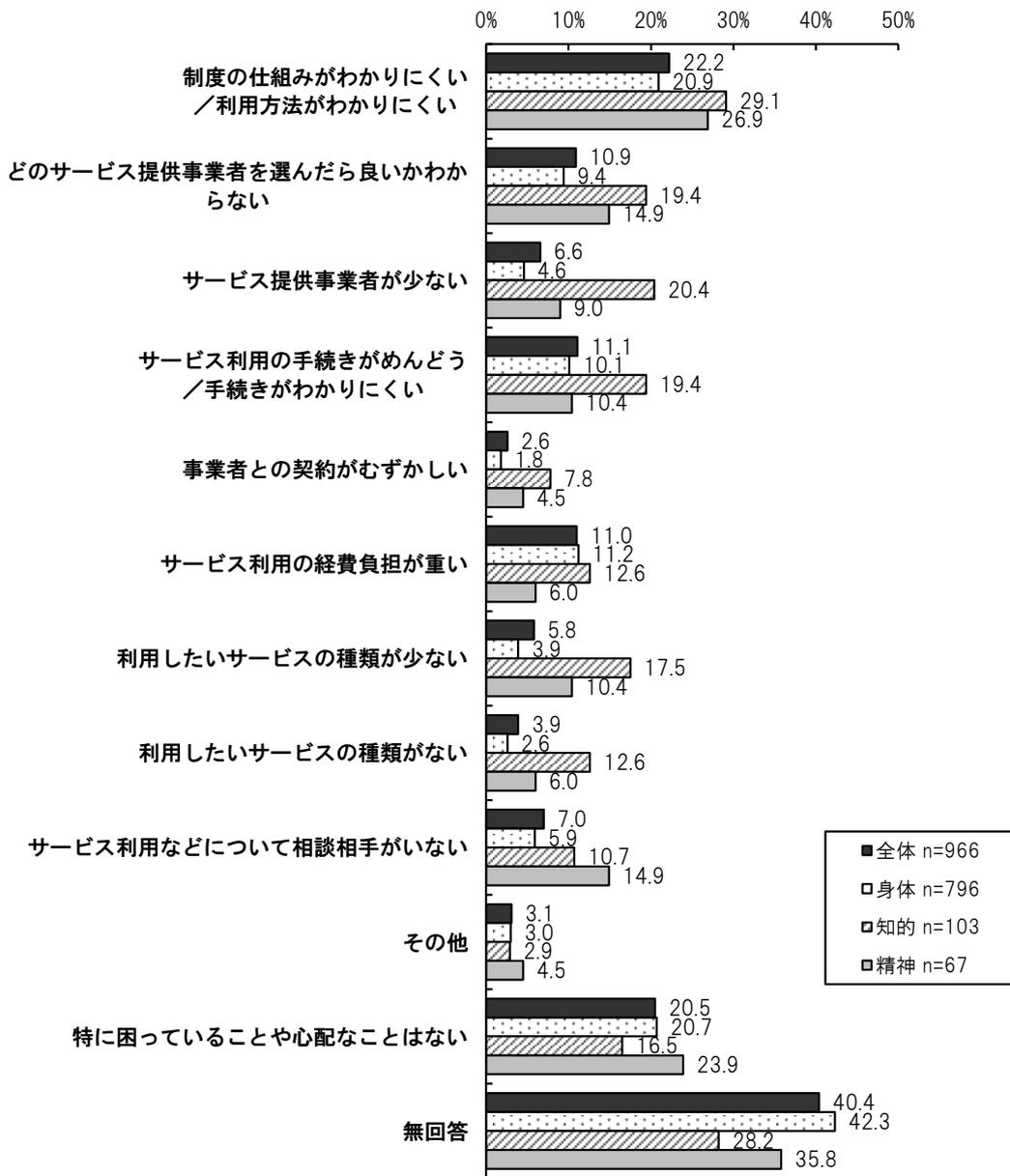
図表2-52 将来の働き方の希望（全体、障害別）



■福祉サービスについて

福祉サービスについての困りごとを見ると、いずれの障害でも「制度の仕組みがわかりにくい／利用方法がわかりにくい」（身体障害者：20.9%、知的障害者：29.1%、精神障害者：26.9%）が最も多くなっています。その一方で、いずれの障害においても2割前後の方が「特に困っていることや心配なことはない」と回答しています。

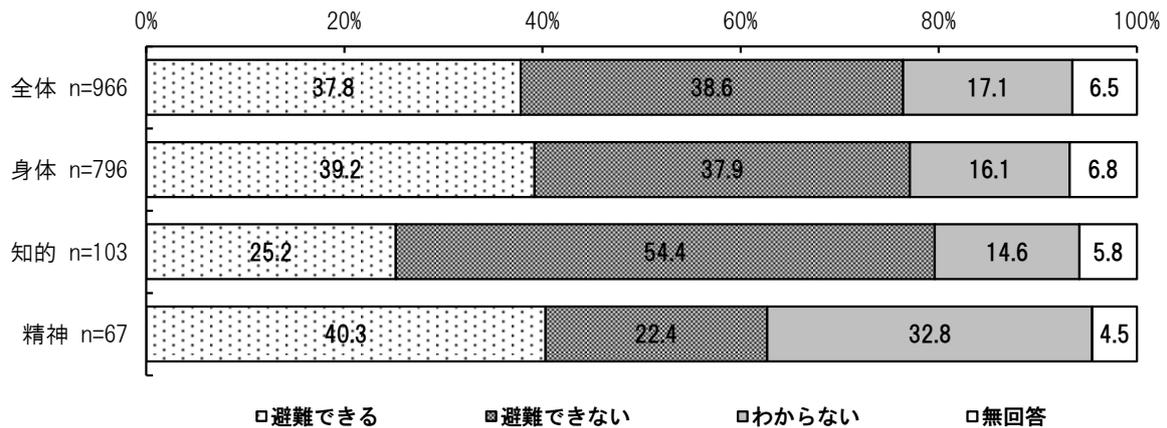
図表2-53 福祉サービスについての困りごと（全体、障害別）



■防災対策について

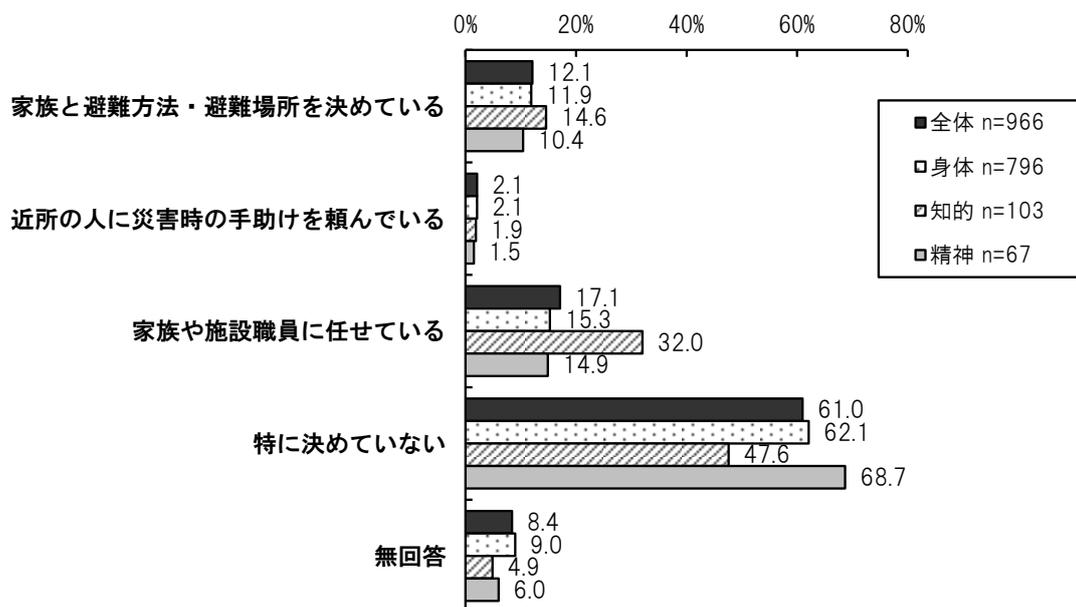
災害時にひとりで避難できるかについて見ると、「避難できない」と回答した方の割合は知的障害者が54.4%でもっとも多く、次いで身体障害者が37.9%、精神障害者が22.4%となっています。

図表2-54 災害時ひとりで避難できるか（全体、障害別）



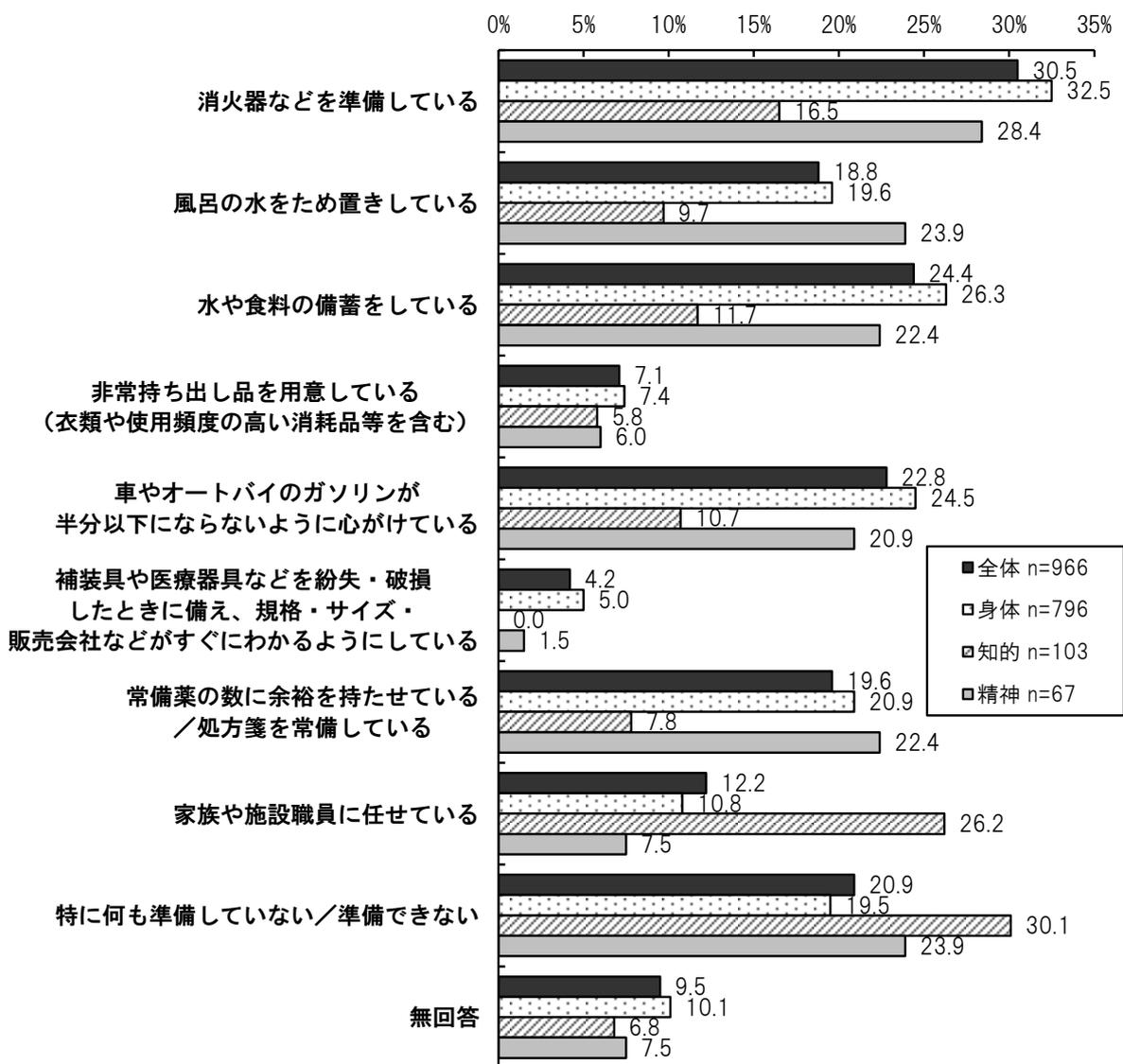
防災対策（災害時の避難方法）について見ると、全体で6割の方が「特に決めていない」と回答しています。一方、「近所の人に災害時の手助けを頼んでいる」方は、全体で約2%となっています。障害別では、知的障害者で「家族や施設職員に任せている」（32.0%）の割合が高くなっています。

図表2-55 災害時の避難方法（全体、障害別）



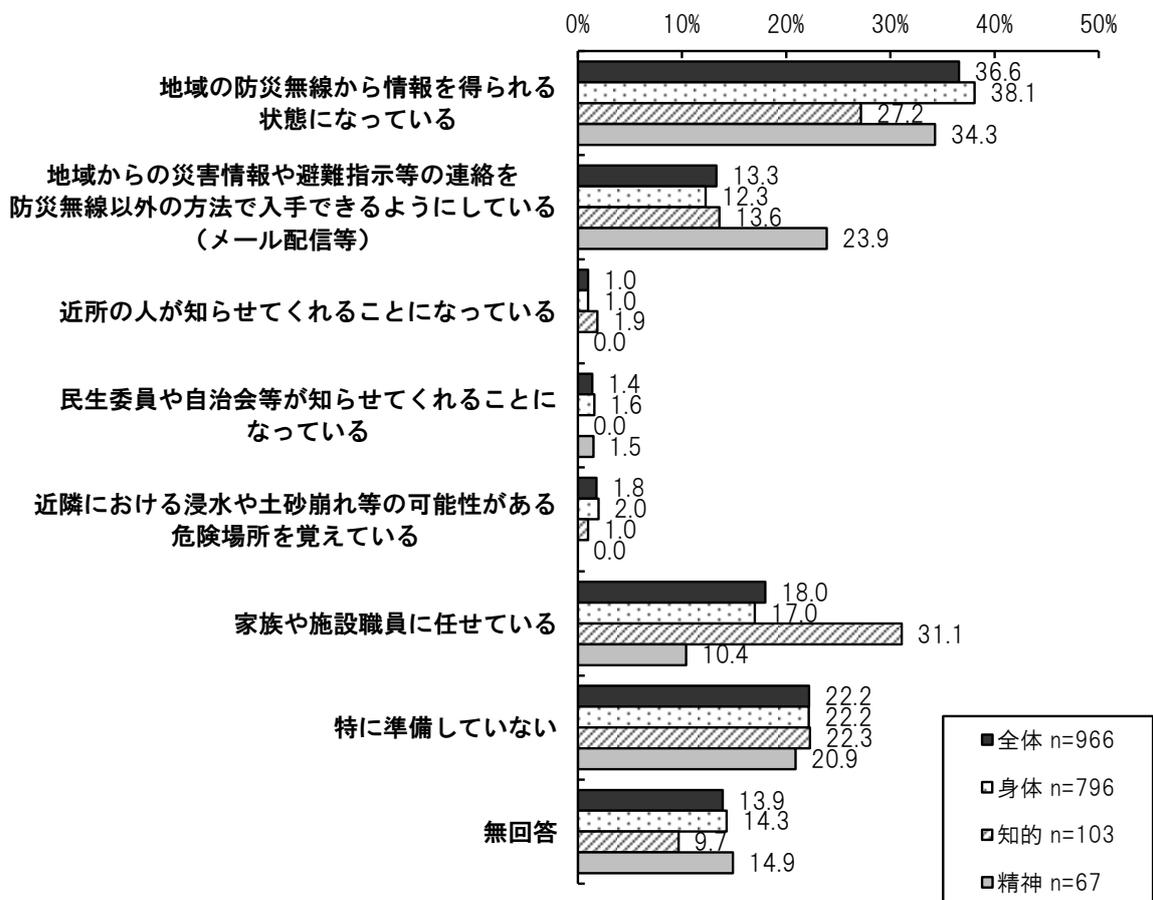
防災対策（災害時の備蓄等）について見ると、身体障害者と精神障害者では「消火器などを準備している」（身体障害者：32.5%、精神障害者：28.4%）が最も多く、知的障害者では「家族や職員に任せている」（26.2%）の割合が他の障害と比較して非常に高くなっています。一方、「特に何も準備していない／準備できない」と回答した方は全体で20.9%となっており、障害別では知的障害者の回答率（30.1%）が比較的高くなっています。

図表2-56 災害時の備蓄等（全体、障害別）



防災対策（災害時の情報入手等）について見ると、身体障害者と精神障害者では「地域の防災無線から情報を得られる状態になっている」（身体障害者：38.1%、精神障害者：34.3%）が最も多く、知的障害者では「家族や施設職員に任せている」（31.1%）の割合が他の障害と比較して高くなっています。一方、「特に準備していない」と回答した方はいずれの障害でも約2割となっています。

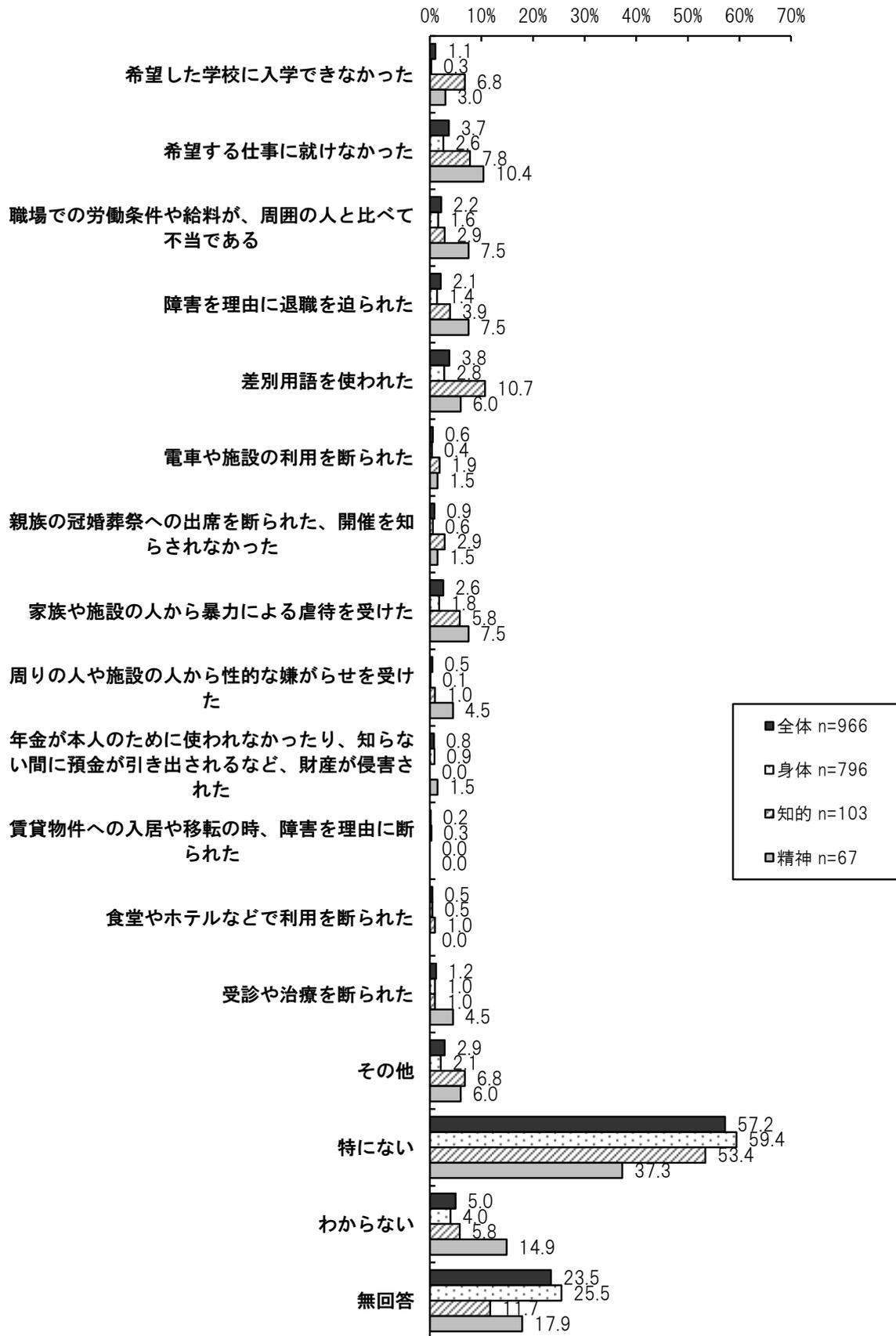
図表2-57 災害時の情報入手等（全体、障害別）



■権利擁護について

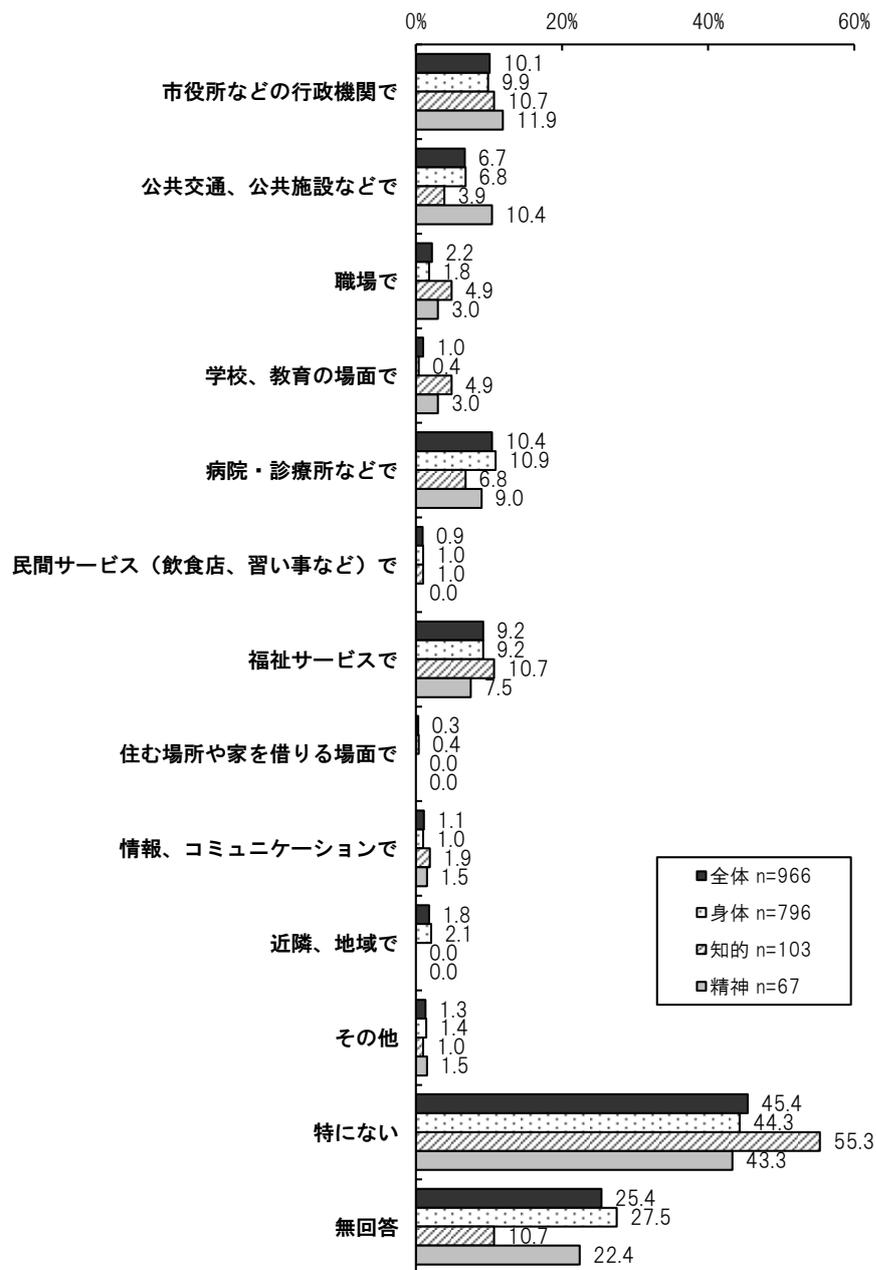
障害があることで差別される(された)ことや嫌な思いをする(した)ことについて見ると、全体では「特にない」と回答した方の割合が6割近くと最も高くなっています。障害別では、知的障害者で「差別用語が使われた」、精神障害者で「希望する仕事に就けなかった」の割合が比較的高くなっています。

図表2-58 障害を理由とした差別や嫌な思いの有無について（全体、障害別）



障害のある人への配慮があると感じた場面について見ると、全体で「特にない」と回答した方の割合が4割半と最も高くなっています。障害別では、身体障害者で「病院・診療所などで」、知的障害者で「市役所などの行政機関で」と「福祉サービスで」、精神障害者で「市役所などの行政機関で」の割合が比較的高くなっています。

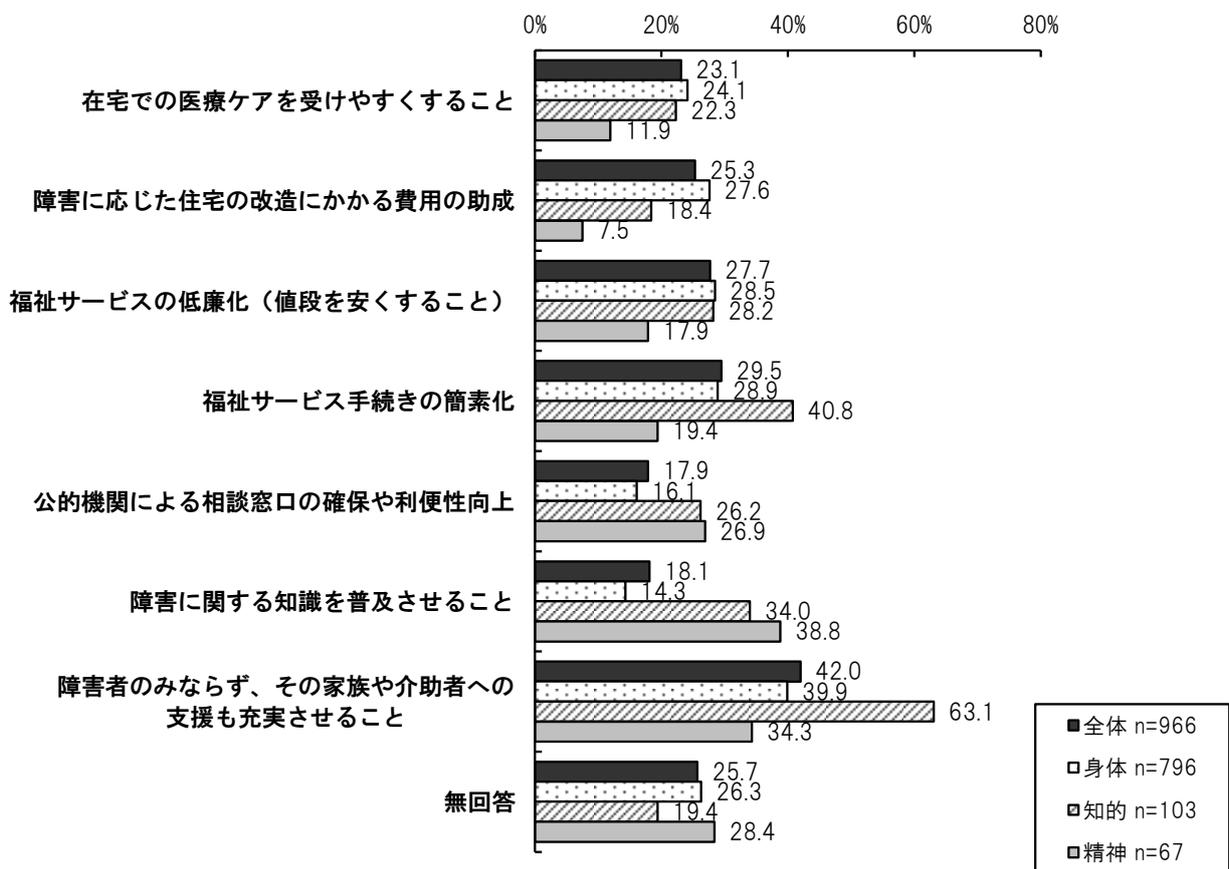
図表2-59 障害のある人への配慮があると感じた場面について（全体、障害別）



■今後の福祉施策について

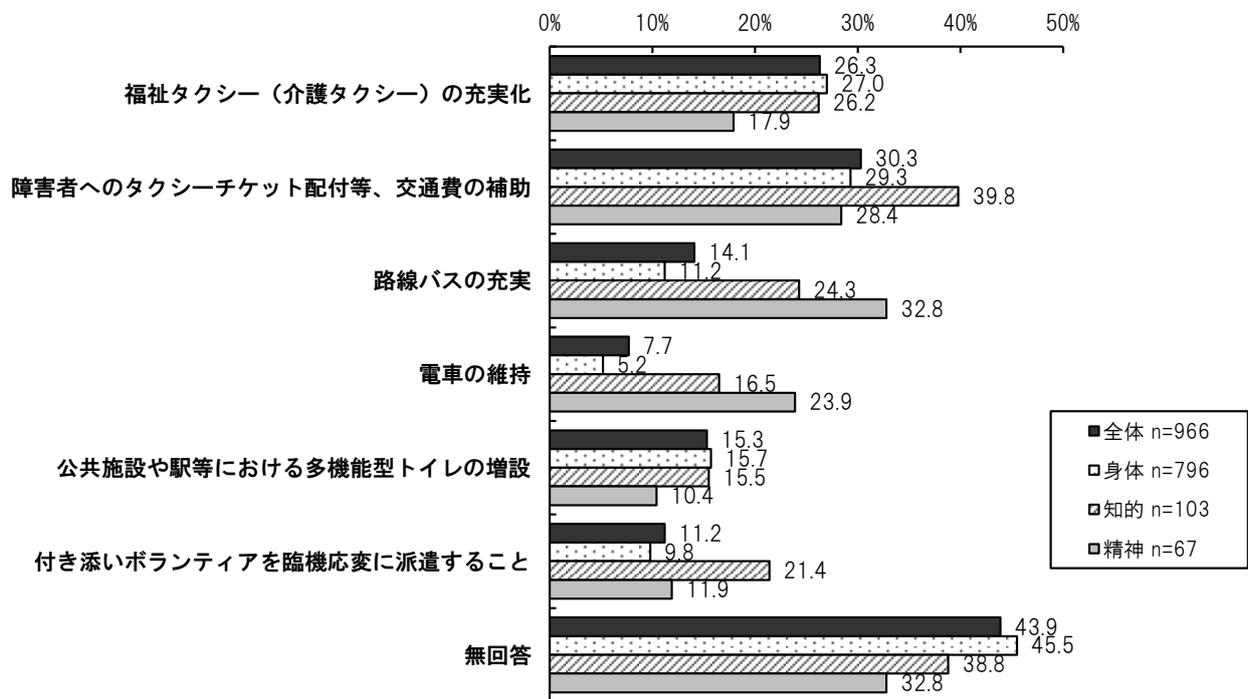
今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものについて見ると、全体では「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」(42.0%)が最も多く、次いで「福祉サービス手続きの簡素化」(29.5%)、「福祉サービスの低廉化」(27.7%)などとなっています。特に、知的障害者では「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」(63.1%)の割合が非常に高くなっています。そのほか、身体障害者では「障害に応じた住宅の改造にかかる費用の助成」、精神障害者では「障害に関する知識を普及させること」の割合が比較的高いことなど、障害別の特徴的な傾向がうかがえます。

図表2-60 今後の福祉施策（生活分野）について（全体、障害別）



今後の福祉施策（交通や移動の分野）において実現を急ぐべきと思うものについて見ると、全体では「障害者へのタクシーチケット配付等、交通費の補助」（30.3%）が最も多く、次いで「福祉タクシー（介護タクシー）の充実化」（26.3%）、「公共施設や駅等における多機能型トイレの増設」（15.3%）などとなっています。障害別では、身体障害者で「福祉タクシー（介護タクシー）の充実化」、知的障害者で「付き添いボランティアを臨機応変に派遣すること」、精神障害者で「路線バスの充実」の割合が比較的高くなっています。

図表2-61 今後の福祉施策（交通や移動の分野）について（全体、障害別）



5 新計画に向けた課題

課題1 障害に対する理解・啓発の促進と障害者の権利擁護

障害者がその人らしく充実した生活を送るためには、障害や障害者に対する地域の理解を深めていくことが大切です。障害者虐待防止法や障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害に対する理解不足や誤解のために障害者が差別や偏見を受けることがないように、理解の啓発推進が求められます。

課題2 一人ひとりの生活にあわせた相談支援体制の構築

障害者がその障害の状態や生活環境等により、適切に相談支援を受ける機会を妨げられることのないよう、相談支援体制を充実していく必要があります。今後はさらに、関係機関や団体、地域の人たちと連携を進め、障害者一人ひとりの生活に寄り添う、総合的な相談支援体制を構築していくことが求められます。

課題3 ニーズに対応した福祉サービスの充実

障害者の高齢化とともに介助者の高齢化も進む中、“親亡き後”の不安の声が高まっています。障害者が希望するサービスを適切に利用できるようさまざまな手法で情報提供を図るとともに、在宅福祉サービス、日中活動の場、グループホームなど多様な福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

課題4 障害者の自立・社会参加の促進と就労支援の充実

障害者が日常生活を円滑に送り、積極的に社会参加を図っていくために、教育と就労の分野においては、一人ひとりの障害やニーズに合わせた適切な指導・支援体制を構築していくことが大切です。特に就労は、障害者が自立した生活を送るうえで、経済面での役割だけでなく、社会参加を実現するという意味でも非常に重要な要素となります。今後も、障害者の働く意欲を尊重し、関係機関と連携を図りながら、就労訓練や就労機会の確保に努めることが求められます。

課題5 安心・安全な生活環境の整備

障害者が地域で安心・安全な生活を送るためには、生活環境を整備していくことが重要です。バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に立った、誰もが過ごしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。また近年、地震や風水害等のさまざまな自然災害が発生していることから、防災対策についても充実を図る必要があります。

課題6 障害のある子どもたちに対する支援の充実

障害のある子どもたちが地域の中で健やかな生活を送るために、保護者への適切な支援や発達段階に応じた適切な療育を行っていくことが大切です。児童福祉法の改正も踏まえ、新たに策定する「障害児福祉計画」とも連携しながら、支援体制の整備と福祉サービスの円滑な提供に努める必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障害者施策を推進するために、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念とします。

**障害者の自立を支援し、
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す**

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

(1) 心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動をよりいっそう推進していくとともに、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供、障害者の虐待防止など、障害者の権利擁護の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

(2) とともに生活できる安心な社会を実現するために

障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスについて、障害種別や障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるよう、計画的なサービス提供体制の整備を図り、障害者の日常生活を支えていきます。また、障害者の社会参加の促進のため、スポーツや文化活動等による障害者の地域交流の機会拡大に努めます。

(3) 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から、住環境施設の整備・改善を支援・推進するとともに、日常生活における移動手段を確保し、障害者の社会活動を促進します。また、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の配慮などを含め、障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、必要な施策を推進します。

(4) 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

障害のある子どもたちやその家族、学校に対する相談・援助体制の充実と個々の状況に応じた教育環境づくりに努めるとともに、福祉、教育等の関係機関が連携して、ニーズに応じた支援を推進します。また、特別支援教育の推進に加え、障害のある者となない者がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す統合教育（インクルージョン教育）を検討します。

(5) 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障害者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者の就労機会の拡充と、工賃収入の引き上げにつながる施策を推進します。

(6) 健やかに暮らすために

健康診断・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進と、保健・医療・福祉等の連携を図り、障害の早期発見と早期療育の推進に加え、障害者の健康づくりに努めます。また、精神保健施策や難病等に関する知識啓発やサポート体制の充実に努めます。

(7) 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の周知と利用を促進するために、広報、ホームページ等を活用し、情報提供体制の充実に努めます。また、障害者が個々の特性に合わせた適切な手段で情報を入手できるよう、意思疎通支援や意思決定のための支援の充実に努めます。

3 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す

- 1 心のバリアをなくすために
- 2 とともに生活できる安心な社会を実現するために
- 3 人にやさしいまちづくりを進めるために
- 4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために
- 5 自立や社会参加を進めるために
- 6 健やかに暮らすために
- 7 情報のバリアをなくすために

- ①啓発・広報活動の推進
- ②差別の解消と権利擁護の推進
- ③ボランティア活動の推進
- ①相談支援体制の充実
- ②障害福祉サービスの充実
- ③地域生活支援事業の充実
- ④スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進
- ①生活環境の整備
- ②防災、防犯体制の整備
- ③行政サービス等における配慮の促進
- ①療育・保育体制の充実
- ②教育の推進
- ①就労の支援
- ②経済的自立の支援
- ①障害の早期発見、早期療育の推進
- ②障害者の健康づくりの推進
- ③精神保健施策の充実
- ①情報提供の充実
- ②コミュニケーション支援体制の充実

第4章

施策の展開

1 心のバリアをなくすために

(1) 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障害者にとって暮らしやすい地域づくりのためには、市民の理解を深める必要があります。そのために、市民が障害者と実際に交流できるような機会を設ける等の取り組みを通じて、障害者の社会参加の促進を図っていくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものとして、知的障害者では34.0%の方、精神障害者では38.8%の方が、「障害に関する知識を普及させること」を挙げています。

市民講演会やスポーツ大会等のイベント等を通して、市民の障害者に対する理解の促進を図っていきます。

施策の展開

- 障害者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、ともに生活する社会を目指して、障害や障害のある方についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。
- 外見上ではわかりにくい精神障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、心臓疾患等の内部障害や難病等についても、障害特性や必要な配慮等に関する知識や理解が深まるよう、普及・啓発に努めます。
- 市民講演会、スポーツ大会、研修会等の活動を行い、市民の正しい理解の啓発・普及に努めます。
- 障害者への理解の促進として、障害者週間（12月3日～12月9日）について、市民に対しての周知を行っていきます。
- 職員等への研修を実施し、正しい知識の理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

(2) 差別の解消と権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者が権利の主体として地域で安心して暮らしていくためには、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消、虐待の防止につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、今後も、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進等、必要な施策の推進を図っていきます。

施策の展開

- 成年後見制度による支援を必要とする障害者について、成年後見制度利用支援事業を活用するなどして、制度の利用促進を図ります。
- 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者が安心して生活を営めるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う、地域福祉権利擁護事業を推進します。
- 障害者虐待は、まずは虐待を未然に防止することが重要となるため、障害者虐待に関して、市の広報誌やホームページなどを活用し、幅広く周知を行います。
- 障害者虐待に関する相談窓口を設置・周知し、速やかに対応できる体制を整備します。
- 各関係機関（警察・保健・医療・福祉関係機関等）との連携体制を強化し、障害者虐待の事実確認や一時保護など迅速かつ適切な対応を行います。また、養護者による虐待の場合、虐待発生の原因を明らかにし、各関係機関と連携を取り、抱えている問題が解消されるよう支援を行います。
- 平成29年1月に「障害者差別解消法」に基づいて設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害を理由とする差別に関することに対処します。

(3) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障害者が地域において、いきいきと暮らすためには、それを支援するボランティア活動が重要です。そのために、ボランティア活動に対する一層の理解が求められるところです。

しかし、アンケート調査の結果をみると、介助を受けている方の、主な介助者が不在の場合の対応の中では、「近所の人や知人・ボランティアなどに頼む」が0.6%と、非常に低い割合となっています。

ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民がさまざまなボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していく必要があります。

施策の展開

- 市民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、銚田市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。
- 障害者団体やボランティア団体が主体的に取り組むイベントなどの活動への支援を行い、地域住民と障害者及びその家族との交流・ふれあいを促進します。

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障害者が地域で生活する中で起きてくる多様な問題に対応するためには、柔軟に対応することのできる相談支援体制が必要です。

アンケート調査の結果をみると、今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものとして、知的障害者では26.2%の方、精神障害者では26.9%の方が「公的機関による相談窓口の確保や利便性向上」を挙げています。また、「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」を挙げた方が全体で42.0%と高い割合になっており、当事者のみならず、家族や介助者を支援する仕組み・体制の充実も求められています。

福祉事務所や保健所のほか、相談支援事業所の拡充を図り、より身近なところで相談や支援ができる体制の整備・充実に努めます。

施策の展開

- 福祉事務所での相談支援や心配ごと相談、また民生委員・児童委員を介した相談など、身近な相談窓口の充実を図るとともに、庁内における各種窓口の相互の連携や、各種機関等との連携の強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。
- 多様な委員で構成される銚田市地域自立支援協議会の運営を通し、市内の事業者をはじめとする関係機関とのネットワークの強化に努めるとともに、市民やサービス提供事業者等に対して、市の相談支援体制の周知を図ります。
- サービス利用に関する相談やサービス等利用計画の作成を円滑に進めるため、個々の状況を把握し、障害種別に沿った対応ができるよう、ケアマネジメントの手法に基づいた相談支援の充実に努めます。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病等、多様化する障害のニーズに対応した適切な支援体制を構築するため、県や近隣市町村を含めた各関係機関との連絡体制の整備を進めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に、難病患者等が加わるとともに、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化等の改正が実施されました。また、平成28年6月の障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から2つのサービス（「自立生活援助」「就労定着支援」）が新設されます。これらの制度改正を含め、支援を必要とする人への適切な情報提供とともに、サービス利用等に関する相談やコーディネートを推進を図っていくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、福祉サービスについて困っていることや心配なことで、「制度の仕組みがわかりにくい／利用方法がわかりにくい」が22.2%と最も多くなっていることから、制度の内容やサービスの利用方法についてのさらなる周知が求められます。

今後は、広報紙等によりサービスについての周知に取り組むとともに、障害者の多様なニーズに対応できるよう、サービスの質の向上を図っていきます。

施策の展開

- 広報紙等による啓発
関係法令の改正等に伴い、情報過疎が生まれないよう広報掲載、パンフレット配布等を行っていきます。
- 豊かな在宅生活が送れるように、障害者の障害の程度や生活状態にあったサービスの提供に努めます。
- さまざまなライフスタイルに応じたサービスの質と量を確保するため各事業所の確保、拡充に努め、サービスの推進を図ります。
- 精神障害者の相互交流と社会参加を促すため保健所等と連携し、社会復帰の支援を検討します。
- サービス提供事業者等との連携でサービスの向上に努めます。

(3) 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

障害者の地域で自立した生活を促すため、本市では、地域生活支援事業として「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」「日中一時支援事業」「自動車改造費助成事業」を実施しています。また、障害者総合支援法においては、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」が必須事業となっています。

アンケート調査の結果をみると、「日中一時支援事業」を利用している人が最も多くなっています。

今後も利用者のニーズを考慮しつつ、引き続き健全な事業運営を図っていきます。

施策の展開

- 成年後見制度利用支援事業
知的障害や精神障害等によって判断能力が不十分であり、且つ一定の要件に該当する障害者に対し、成年後見制度の利用に必要な費用を助成します。
- 意思疎通支援事業
聴覚障害や言語障害等により意思疎通を図ることが難しい障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
- 日常生活用具給付等事業
補装具の適切な支給を行うとともに、日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障害者の自立や社会参加を促します。
- 移動支援事業
屋外での移動が困難な障害者に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
- 地域活動支援センター
日中の創作活動、生産活動、社会との交流の機会の提供を通じ、障害のある方の自立と、社会参加を促します。
- 日中一時支援事業
障害者の日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供します。
- その他、障害者総合支援法において必須事業となっているものについては、実施に向けた検討や事業実施体制の整備を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

【現状と課題】

障害者の自立した生活には、スポーツやレクリエーション等を通じた地域との交流の促進も必要となります。

そのために、個人や団体による多様な活動に障害者が参加していくための支援を行っていきます。

施策の展開

- 障害者とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しむ各種大会の推進に努めます。
- スポーツ・生涯学習等の関係団体や当事者団体等との連携・協力を進め、障害者の地域活動への参加機会の拡大に努めます。
- 各種講座や講演会等の周知を通じ、より多くの障害者が地域交流の場に参加できるよう活動機会の充実に努めます。
- 障害者が利用しやすいよう、スポーツ施設、文化施設等公共関連施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 障害者が、生きがいをもって生活できるよう日中活動の支援や交流の場の確保に努めます。

3 人にやさしいまちづくりを進めるために

(1) 生活環境の整備

【現状と課題】

障害者が快適に暮らせる地域を実現するためには、住宅や道路、公共施設等に存在するさまざまな障壁を取り除く必要があります。

アンケート調査の結果をみると、今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものとして、25.3%の方が「障害にに応じた住宅の改造にかかる費用の助成」を挙げています。また、交通や移動の分野において実現を急ぐべきと思うものでは、「障害者へのタクシーチケット配付等、交通費の補助」を挙げた方が30.3%、「福祉タクシー（介護タクシー）の充実化」が26.3%と高い割合になっています。

今後も、関係機関との連携を密にし、市内のバリアフリー化に取り組んでいくとともに、移動手段の確保に関する施策整備についても検討していきます。

施策の展開

- 住み慣れた家で生活が継続できるよう住宅リフォーム費の助成を行います。
- 公共施設等については、障害者が安全かつ快適に利用できるよう、施設整備を推進します。
- 障害者の外出先の安全確保のために、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、分かりやすい標識の整備等によるまちづくりを推進します。
- 身体障害者自動車運転免許取得のための助成や自動車改造費の助成を実施します。
- 交通手段の確保に関する支援方策として、銚田市重度心身障害児者福祉タクシー利用料金助成事業を推進します。

(2) 防災、防犯体制の整備

【現状と課題】

障害者が安心して暮らせる社会を実現するためには、関係団体及び地域住民等の連携のうえで、防災・防犯体制の確立と強化を図ることが重要です。

アンケート調査の結果をみると、「災害時にひとりで避難できる」と回答した人は全体で37.8%となっていますが、知的障害者では「避難できない」と回答した人が54.4%と過半数を占めています。また、災害時の避難方法についても「特に決めていない」と回答した人が全体で61.0%に上ることから、防災に対する意識づけが必要となります。

また、障害者が避難場所において必要な支援を受けることができるよう配慮し、心身の健康に影響を及ぼすことがない環境整備を図る必要があります。

防犯体制についても、関係機関・団体との連携を強化し、障害者が犯罪被害にあわないよう、普及啓発活動を推進していくことが重要です。

以上の点に基づき、障害者を含めた市民の防災・防犯意識の向上を図っていきます。

施策の展開

- 障害者や高齢者が安心して暮らせるよう、防災訓練等の取り組みを通して地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。災害時における情報伝達方法を検討し、避難誘導等の充実を図っていきます。
- 防災意識の向上を図るとともに、避難所等の周知のため、広報等による情報提供に努めます。
- 災害時避難行動要支援者台帳を精査し、地域における災害弱者の状況を把握することにより、市民の避難・誘導を適切に実施していきます。
- 通常の避難生活が困難な要援護者等を受け入れるための二次避難所や福祉避難所等について、福祉施設等へ協力の働きかけを行います。
- 街頭犯罪被害や悪質商法等の消費者被害の防止のため、警察や消費生活センター、鉾田地区防犯協会、防犯ボランティア団体等と連携し、普及啓発活動の推進を図ります。

(3) 行政サービス等における配慮の促進

【現状と課題】

平成28年4月に施行された障害者差別解消法においては、行政機関等が、その事務又は事業を行うにあたり、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされています。

また、平成25年6月に施行された改正公職選挙法において、成年被後見人の選挙権が回復したことにより、代理投票における補助者の要件の適正化等、選挙の公正な実施確保のための改正が行われました。

こうした方向性を踏まえ、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の投票環境の整備を図っていきます。

施策の展開

- 平成29年1月に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市職員等へ、障害についての理解を深めるための方策を促進し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。
- 期日前投票及び不在者投票や点字による投票等、法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を行います。
- 国政選挙及び県知事選挙等で作成される点字又は音声による「選挙のお知らせ版」について、要望に応じて提供できるよう体制整備に努めます。
- 障害者の投票を促進するため、簡易スロープの整備等、投票しやすい環境づくりを推進します。

4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

(1) 療育・保育体制の充実

【現状と課題】

障害児の支援については、平成24年4月の児童福祉法の改正により、国による障害児への福祉サービスは、身近な地域で支援を受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、質の確保を図ることになりました。また、障害児の多様化するニーズに対応するため、平成28年6月には児童福祉法が再び改正され、平成30年4月から新たなサービス（「居宅訪問型児童発達支援」）が設置されることになりました。

これらの制度改正により、保健・医療、福祉、子育て、教育等の関係各課、関係機関等の連携を強化した総合的な支援体制づくりが求められています。

また、年齢に応じた切れ目のない支援を実現するため、障害のある子ども達の受け入れ体制の充実に努めるとともに、多様なニーズに対応できる相談体制等の整備を図っていく必要があります。

施策の展開

- 特別な支援を必要とする乳幼児、児童・生徒への支援における各機関等の相互理解を深め、一貫した支援が図れるよう、関係機関のネットワーク構築に努めます。
- 障害のある子どもの保育所（園）、幼稚園での受け入れ体制の整備促進に努め、受け入れ可能な体制の拡大を図ります。
- 障害児保育や障害児のいる家庭の教育相談体制の充実に努めていきます。
- 育児相談や健康診断等の充実に図り、乳幼児期から学校卒業まで、継続した支援が行えるよう体制の充実に努めます。
- 療育事業（「ポーターシ発達相談」、「さくらんぼ教室」、「たんぽぽ教室」）を通じ、発達上の遅れや偏りがある児童やその保護者に対して、適切な支援を行います。
- 障害のある子ども（発達障害児や療育の必要性が認められた児童を含む）に対し、指導や訓練等を行う児童発達支援事業を推進します。
- 就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービス事業の充実に図ります。
- 児童福祉法下のその他のサービスについても、実施に向けた検討を行い、事業実施体制の整備を図ります。

(2) 教育の推進

【現状と課題】

障害のある子どもが、いきいきと学ぶことができるように、適切な教育支援を行っていくことが重要です。そのためには、障害のある児童・生徒一人ひとりの多様な支援ニーズを把握し、障害の状況や教育の場に応じた指導方法や学習環境の工夫改善を図っていくとともに、多様な学びの場の整備・確保をしていくことが重要です。

人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害のある子どもに関わる全ての人々が、その多様な特性について理解を深めるとともに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の整備を図る必要があります。

施策の展開

- 特別支援教育の推進のため、関係機関との連携強化に努め、教職員の研修事業等、関連施策の充実を図っていきます。
- 教育相談について、今後も継続して実施していくとともに、個別の教育支援計画の策定を推進していきます。
- 障害のある児童・生徒の就学を促進するため、障害のある児童・生徒が利用しやすい施設・設備の改善、環境整備を推進します。
- 一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を支援するため、教育、福祉、就労等の関連部門の連携を強化し、進路指導の充実を図ります。
- 児童生徒が障害についての理解を深め、人格と個性を尊重し合いながらともに学ぶことができるよう、交流や共同学習の充実に努めます。
- 共生社会の実現のため、統合教育（インクルージョン教育）について検討していきます。

5 自立や社会参加を進めるために

(1) 就労の支援

【現状と課題】

就労や就業への支援は、障害者が地域で自立した社会生活を送るうえで、経済的な面だけでなく、働くことによって生きがいにつながるなど、非常に重要な施策となります。法定雇用率の引き上げなど、国においても積極的な障害者雇用対策が進められており、今後も国・県の雇用促進事業や関係機関との連携のもと、障害者の就労や就労の継続につながる適切な支援体制を構築していくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、現在働いている障害者は全体で26.2%で、およそ4人に1人が何らかの職に就いている状況です。また、就労移行支援・就労継続支援等の福祉的就労に就いていると答えた方は、全体の4.2%となっています。

今後も、障害者の就労機会の拡大に向け、職業訓練や求職に対する支援、障害の特性や状態に応じた多様な就労形態への支援や職場における理解の促進など、関係機関と連携を取りながら、障害者が就労しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

施策の展開

- ハローワーク等の労働行政機関や特別支援学校等の教育機関とも連携しながら、就労を希望する障害のある方への支援や事業主への理解促進を図ります。
- 就労機会の支援として、ハローワークと連携を図り、企業等の求人情報を提供し、就労相談に応じます。また、関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できるよう、環境づくりに努めます。
- 企業等において障害を理由とした雇用差別等がないよう、障害者採用企業等の労働条件の改善を働きかけていきます。
- 障害者の就労機会の拡充や、福祉的就労における工賃水準引き上げにつながるよう、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、本市における障害者就労施設等からの物品の調達方針を定めるとともに、障害者就労施設等の製品の販売支援の促進に努めます。

(2) 経済的自立の支援

【現状と課題】

一人で生活していけるだけの収入を得ることは、障害者が自立するうえで最も大切なことです。

アンケート調査の結果をみると、主な生活費は「老齢年金」が33.1%、「障害者年金」が16.4%と多くなっている一方、自身の就労による収入が11.1%となっています。

障害者の困窮を防ぎ、経済的な自立を支援するために、各種年金や手当についての周知を図ります。

施策の展開

- 各種年金、手当等の制度の周知徹底を図ります。また、それらの制度が活用できるよう相談体制を充実させます。
- 就労を希望する障害者に対しては、就労移行支援や就労継続支援などの福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

6 健やかに暮らすために

(1) 障害の早期発見、早期療育の推進

【現状と課題】

障害のある子ども達が健やかな生活を送るためには、保護者への適切な支援ができる体制整備や発達段階に応じた適切な療育体制の整備が必要です。特に、発達に心配や不安のある子どもが増える中で、保健・医療・福祉と教育の連携による個別指導など、早期の療育の重要性が高まっています。

今後も、乳幼児健診等の母子保健の充実を図るとともに、相談機関や医療機関の連携のもと、障害の早期発見や早期療育が可能となるよう支援体制の整備を進めていきます。

施策の展開

- 乳幼児の健診を充実させ、障害の早期発見に努めるとともに保健・医療・福祉と教育関係機関との連携を図り、地域一体となった療育システムの確立を図ります。
- 障害の原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の健康管理、健康教育の充実を図ります。
- 乳幼児健康診断、基本健康診断、その他の各種健診等により、疾病の早期発見に努めます。
- 療育事業（「ポーターズ発達相談」、「さくらんぼ教室」、「たんぽぽ教室」）を通じ、発達上の遅れや偏りがある児童やその保護者に対して、適切な支援を行います。（再掲）

(2) 障害者の健康づくりの推進

【現状と課題】

障害者が地域で生活していくためには、継続したリハビリテーションと連携した在宅医療による健康の維持が必須となります。また、障害の種類や程度によっては医療依存度が高くなるため、医療費の助成等の経済的な支援も必要です。アンケート調査の結果をみると、定期的に医師による診察を「受けている」と回答した人は80.6%と、非常に高い割合となっています。

今後も、市民向けの健康診断、健康相談・健康教室や学校保健等の充実を図り、生活習慣の改善や障害の早期発見・早期対応につながるよう、健康づくり支援施策を推進していくとともに、各関係機関と連携を取りながら、医療費の助成や健康等に関する知識の普及啓発に取り組んでいきます。

施策の展開

- 障害の原因となる疾病の予防啓発を行います。また、障害を理由に増大する医療費の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
- 既存の障害（一次障害）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障害）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境についての正しい知識の普及を図り、環境の整備に努めます。
- 医療圏をふまえ、市民が医療を受けるための相談窓口を充実させるとともに、難病患者等を含めた支援を必要とする方が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関の連携を図っていきます。

(3) 精神保健施策の充実

【現状と課題】

精神障害者の支援のためには、精神疾患が適切な治療により症状の安定や治癒が可能であるという、精神障害に対する正しい理解を促進することが重要です。そのためには、広報活動による普及啓発に加え、心の健康相談や訪問相談などを通じ、精神障害者が早期に適切な治療に結びつくための精神保健施策の充実が不可欠です。

また、日常的な相談体制の充実に加え、休日や夜間など、緊急に相談・受診等を必要とする方への対応体制の確保など、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制の整備・充実に努めていく必要があります。

施策の展開

- 医療機関をはじめとした関係機関との相談支援等を充実し、病気に対するサポート体制の構築を図るとともに医師の確保に努めます。
- 保健師等による訪問指導を積極的に行い、精神障害者が早い段階で適切な治療につながるよう、引き続き支援を実施していきます。
- 精神保健やこころの健康の知識啓発に努め、市民への正しい理解が広まるよう努めます。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援・地域定着支援事業の推進を図ります。

7 情報のバリアをなくすために

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

障害者が自立した日常生活および社会生活を送るためには、サービスや制度についての適切な情報が必要です。特に、福祉サービス等については、いつでもどこでも必要なときに、適切な情報が得られ、ニーズに応じたサービスを選択できる体制を充実させていくことが求められています。

また、行政、障害者団体、サービス提供事業者などとの情報の共有化についても、今後はますます重要となってきます。

今後も、障害者に情報を分かりやすい形で提供できるように、情報の発信方法等を工夫していく必要があります。

施策の展開

- 障害者の社会参加に役立つ各種情報の提供に努めます。
- 障害福祉の制度内容をわかりやすく説明した「福祉のしおり」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
- 視覚障害者が情報等の入手を容易にできるよう情報の提供方法を工夫し、必要な情報が行き渡るよう支援していきます。
- 銚田市地域自立支援協議会など、障害者団体やサービス事業者等との意見交換の場を通じ、サービスや制度に関する情報の提供を行うとともに、本市の障害者をめぐる状況の把握と共有化に努めます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

【現状と課題】

視覚・聴覚障害のある方の自立した社会生活を促進するためには、意思疎通が困難な障害者に対する理解を深めるとともに、サービスの提供によるコミュニケーションの補完が求められます。

そのために、手話通訳者派遣事業等を活用し、コミュニケーションが困難な障害者が適切な情報を手に入れられるように支援していくことが必要です。

施策の展開

- 個人や団体からの要請に応じて、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、コミュニケーション補完の支援に努めます。
- 手話奉仕員養成研修事業により、聴覚障害者等との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成を図ります。
- 視覚障害や聴覚障害等により、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供を受けられるよう支援体制の充実を図ります。

第 5 章

サービスの見込量と確保の方策

1 平成32年度に向けた目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、平成32年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

数値目標の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することとし、さらに第4期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する目標数値に加えて算定しています。

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数（A）	86人	平成29年3月31日の人数
【目標値】地域生活移行者（B）	27人	平成32年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
新たな施設入所支援利用者（C）	15人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成32年度末の入所者数（D）	74人	平成32年度末の利用人員見込み（A-B+C）
【目標値】入所者削減見込み（E）	12人	差し引き減少見込み数（A-D）

【地域生活への移行に向けた取り組み】

施設入所者の地域生活移行を進めるために、グループホームや一般住宅等の居住の場を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も希望や特性に合った日中活動ができるように、障害福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを国指針によって求められています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数の市町村による共同の設置でも差し支えないとされています。本市では、地域自立支援協議会において、協議の場の設置形態を検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域（以下、「圏域」という）において、少なくとも一つは整備を進めることが国指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。本市では、圏域の各市、各団体・事業所等の関係機関と協議・連携し、拠点等の整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。国の指針では、平成32年度中に一般就労へ移行する者の数を、平成28年度実績の1.5倍以上とすることが目標とされています。これに基づき、本市では次のとおり目標値を設定します。

図表5-2 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
年間一般就労者数	2人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	3人	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

②就労移行支援事業の利用者数等

ア. 就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指します。

図表5-3 就労移行支援事業利用者数の数値目標

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者数	21人	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	26人	平成32年度末の就労移行支援事業利用者目標数

イ. 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の指針では、平成32年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとされています。現在市内には就労移行支援事業所が4か所あるため（※休止事業所1か所を除く）、そのうち2か所は就労移行率が3割以上となることを目指します。

③就労定着支援による職場定着率

国の指針では、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることが目標とされています。本計画策定時点では、市内に就労定着支援事業所はありませんが、計画期間中に就労定着支援事業所が開設された場合には、その利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援の充実

ア. 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを国の指針により求められています。本市では、圏域の各市、各団体や事業所と連携し、設置を目指します。

イ. 保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の指針では、障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが目標とされています。本市では、周辺の自治体、各団体や事業所等と連携し、体制の構築を図るための検討を行います。

②主に重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、平成32年度末までに、各市町村または各圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを国の指針により求められています。本市では、圏域の各市、各団体や事業所と連携し、それぞれ1か所以上の確保を目指します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

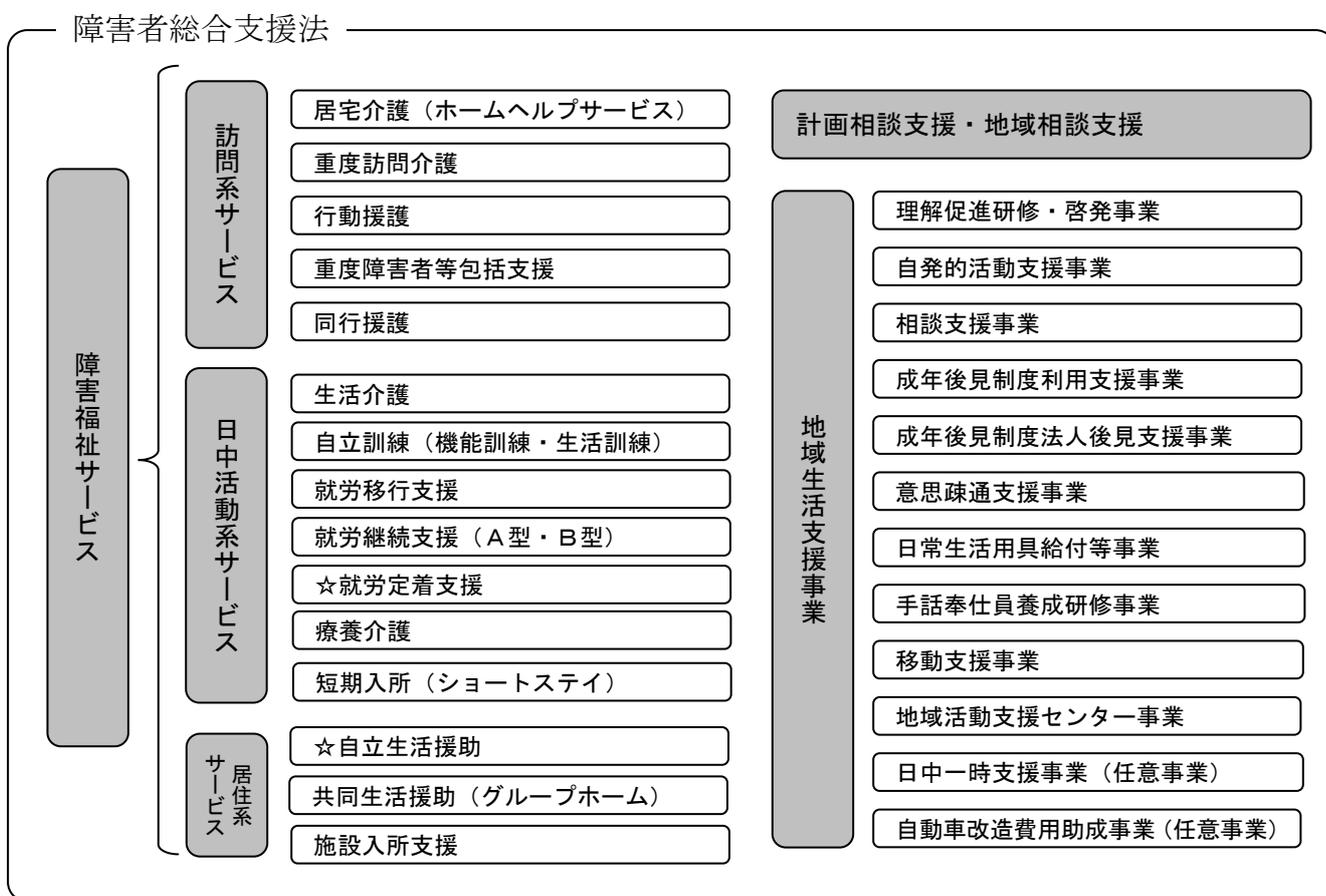
国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することが基本とされています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えないとされています。本市では、医療的ケア児支援のための協議の場の設置形態を検討します。

2 障害福祉サービスの体系

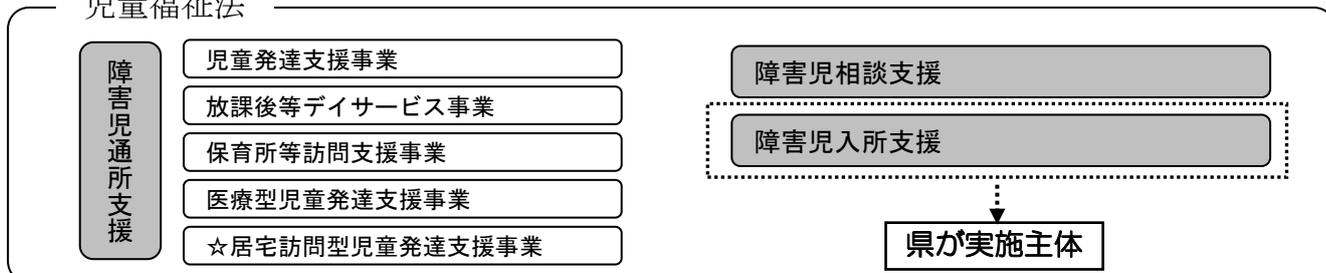
障害者総合支援法においては、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」が定められており、さらに、市が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。加えて、児童福祉法に基づく障害児支援サービスについても、各関係機関と連携し、体制整備の推進を図ることとされています。

図表5-4 障害福祉サービスの体系

☆新事業



児童福祉法



3 訪問系サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込量

利用実績をみると、利用量及び利用人数はおおむね増加傾向にあることから、その伸び率に基づき、見込量を設定します。

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害程度区分が区分1以上（児童にあってはこれに相当する状態）の人が対象となり、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、生活全般にわたる援助を行うものです。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由の人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うものです。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うものです。

⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する障害程度区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。

図表5-5 訪問系サービスの見込量

訪問系サービス	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込時間数	時間/月	1,250	1,300	1,350	-	-	-
第4期実績時間数 第5期見込時間数	時間/月	1,407	1,110	1,100	1,120	1,140	1,160
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人/月	49	39	59	64	67	69

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障害者が安心して在宅生活を送れるよう、今後増大が見込まれるサービス量について、サービス提供事業所が必要なサービス量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の場も検討します。

また、さまざまな障害の特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上にも取り組みます。

4 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供するものであり、障害程度区分が区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の人が対象となります。（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象）

生活介護の利用状況をみると、平成27年度以降、実績サービス量・実績利用人数ともにおおむね横ばいとなっていますが、新規利用者が見込まれること等を考慮して、見込量を設定します。

図表5-6 生活介護の見込量

生活介護	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス数	延べ人数／月	2,898	3,024	3,171	-	-	-
第4期実績サービス数 第5期見込サービス数	延べ人数／月	2,745	2,655	2,673	2,726	2,817	2,899
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人／月	131	126	130	133	137	141

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。今後の社会情勢を考慮し、見込量を設定します。

図表5-7 自立訓練（機能訓練）の見込量

自立訓練(機能訓練)	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数／月	21	21	21	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数／月	34	0	22	44	66	132
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人／月	2	0	1	2	3	6

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、知的障害者や精神障害者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。日中に訓練を受けるものと、居住の場における生活能力等の訓練を行う「宿泊型自立訓練」があります。

自立訓練（生活訓練）の利用状況をみると、年により変動がありますが、一定の人数が見込まれることを考慮して、見込量を設定します。

図表5-8 自立訓練（生活訓練）の見込量

自立訓練(生活訓練)	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数／月	42	42	42	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数／月	43	23	18	44	66	66
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人／月	2	1	1	2	3	3

④ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の障害者を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

就労移行支援の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに見込量を下回っていますが、国指針で示された数値目標を勘案して、平成30年度以降の見込量を設定します。

図表5-9 就労移行支援の見込量

就労移行支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数/月	680	768	855	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数/月	541	295	479	494	494	494
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人/月	27	21	25	26	26	26

⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、企業等に就労することが困難な障害者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

就労継続支援（A型）の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに見込量を上回っているため、以下のように見込量を設定します。

図表5-10 就労継続支援（A型）の見込量

就労継続支援（A型）	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数／月	23	23	23	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数／月	67	118	166	255	306	374
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人／月	3	6	10	15	18	22

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、第4期期間中に実績サービス量・実績利用人数ともに増加傾向を示しています。利用者の増加する割合やサービス提供事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

図表5-11 就労継続支援（B型）の見込量

就労継続支援（B型）	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数／月	1,029	1,071	1,092	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数／月	1,268	1,504	1,523	1,561	1,619	1,677
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人／月	61	76	79	81	84	87

⑦ 就労定着支援

「就労定着支援」は、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。平成30年度から新設されるサービスです。

平成30年度以降の利用者については、市の状況を考慮し、以下のように見込量を設定します。

図表5-12 就労定着支援の見込量

就労定着支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第5期見込利用人数	人/月	-	-	-	0	0	1

⑧ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものであり、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障害程度区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で障害程度区分が区分5以上の人が対象となります。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-13 療養介護の見込量

療養介護	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数/月	124	124	124	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数/月	124	155	186	186	186	217
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人/月	4	5	6	6	6	7

⑨ 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

短期入所（ショートステイ）の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに増加傾向となっています。利用状況に加え、サービス提供事業所の意向を考慮し、見込量を設定します。

なお、見込量は、福祉型と医療型に分けて見込んでいます。

図表5-14 短期入所（ショートステイ）の見込量

短期入所 （ショートステイ）	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 （見込）	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第4期見込サービス量	人日/月	180	210	240	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	人日/月	132	160	233	福祉型 250 医療型 0	福祉型 258 医療型 0	福祉型 275 医療型 15
計		132	160	233	250	258	290
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人/月	16	20	28	福祉型 30 医療型 0	福祉型 31 医療型 0	福祉型 33 医療型 1
計		16	20	28	30	31	34

(2) 日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系サービスの利用を希望する障害者に対し、適切にサービスを提供していくためには、利用者ニーズを的確に把握した上で、今後見込まれる特別支援学校の卒業者や地域生活へ移行する精神障害者等の新規増を勘案し、各事業所とのさらなる連携体制の充実を図っていくことが重要です。

また、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう、近隣市町村とも協力し合いながら、市の枠を超えて利用しやすい環境づくりに取り組みます。

5 居住系サービスの見込量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。平成30年度から新設されるサービスです。

平成30年度以降の利用人数については、市の状況を考慮し、以下のように見込量を設定します。

図表5-15 自立生活援助の見込量

自立生活援助	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第5期見込利用人数	人/月	-	-	-	0	0	1

② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、障害のある方に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

今後の施設入所者からの移行や新規利用のニーズ、事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

図表5-16 共同生活援助の見込量

共同生活援助	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	人/月	64	67	70	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	人/月	64	66	70	72	74	76

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、施設に入所する必要がある障害者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行うものです。

国指針で示された数値目標を勘案し、見込量を設定します。

図表5-17 施設入所支援の見込量

施設入所支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	人/月	93	89	86	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	人/月	93	87	87	83	79	74

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障害者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、適切な施設入所支援が行われるよう配慮します。

6 相談支援サービスの見込量と確保の方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

「計画相談支援」は、利用する障害福祉サービス等の内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行うもので、サービスを利用する全ての障害者が対象となります。また、サービスの内容が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-18 計画相談支援利用者の見込量

計画相談支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込利用人数	年間実利用者数	300	315	330	-	-	-
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	年間実利用者数	318	310	318	321	323	325

② 地域相談支援（地域移行支援）

「地域移行支援」は、施設・精神科病院に入所・入院している障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-19 地域移行支援利用者の見込量

地域移行支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込利用人数	年間実利用者数	2	2	2	-	-	-
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	年間実利用者数	0	0	0	0	0	1

③ 地域定着支援

「地域定着支援」は、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行うものです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-20 地域定着支援利用者の見込量

地域定着支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込利用人数	年間実利用者数	2	3	4	-	-	-
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	年間実利用者数	0	0	0	0	0	1

(2) 相談支援事業の確保の方策

相談支援事業の内容の周知を図り、気軽に相談できるような環境を作ることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実施やモニタリングができるよう、相談支援専門員の養成や体制の充実に努めます。

7 障害児支援サービス等の見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

実績サービス量・実績利用人数がともに微増傾向のため、以下のように見込量を設定します。

図表5-21 児童発達支援の見込量

児童発達支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数／月	132	144	156	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数／月	133	72	144	144	155	155
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人／月	12	5	13	13	14	14

② 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

実績サービス量・実績利用人数ともに増加しているため、増加の割合に加え、事業所等の意向も考慮し、以下のように見込量を設定します。

図表5-22 放課後等デイサービスの見込量

放課後等デイサービス	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数／月	105	112	119	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数／月	101	201	472	559	646	733
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人／月	14	22	38	45	52	59

③ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの子童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-23 保育所等訪問支援の見込量

保育所等訪問支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数/月	1	1	1	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数/月	0	0	0	2	2	4
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人/月	0	0	0	1	1	2

④ 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行うものです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-24 医療型児童発達支援の見込量

医療型児童発達支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込サービス量	延べ人数/月	1	1	1	-	-	-
第4期実績サービス量 第5期見込サービス量	延べ人数/月	0	0	0	0	0	0
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、自宅に訪問して、重度の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うものです。平成30年度から新設されるサービスです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-25 居宅訪問型児童発達支援の見込量

居宅訪問型児童発達支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第5期見込サービス量	延べ人数／月	-	-	-	2	4	6
第5期見込利用人数	人／月	-	-	-	1	2	3

(2) 障害児相談支援の見込量

「障害児相談支援」は、障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行うものです。

利用状況が増加傾向にあることから、以下のように見込量を設定します。

図表5-26 障害児相談支援の見込量

障害児相談支援	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期見込利用人数	年間実利用者数	17	19	21	-	-	-
第4期実績利用人数 第5期見込利用人数	年間実利用者数	22	17	41	46	51	56

(3) その他の障害児支援

「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」以外の障害児支援の見込量を示します。

① 医療的ケア児に対する支援

医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

コーディネーターの配置人数については、以下のように見込量を設定します。

図表5-27 医療的ケア児に対する支援の見込量

医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
配置人数	人/年	-	-	-	0	0	1

② 子ども・子育て支援等における障害児受け入れ

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各施設等での受け入れを行います。

図表5-28 子ども・子育て支援等における障害児受け入れの見込量

事業名	単位	第5期見込量		
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
①保育所	人/年	2	2	2
②幼稚園	人/年	27	27	27
③放課後健全育成事業	人/年	1	1	1

(3) 障害児支援の確保の方策

障害児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、サービスの充実に努めるとともに、障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、他の自治体や関係機関と連携し、検討を行います。

子ども・子育て支援等における障害児の受け入れについては、各施設等と連携し、着実な受け入れに努めます。

8 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業の見込量については、各利用実績に基づき、見込量を設定します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

図表5-29 理解促進研修・啓発事業の見込量

理解促進研修・啓発事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	無	無	無	検討	検討	実施予定

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（家族会、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

図表5-30 自発的活動支援事業の見込量

自発的活動支援事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	無	無	無	検討	検討	実施予定

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

また、広域的な課題に対応するため、県及び近隣自治体と連携し、障害者及び家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効な活用に努めます。

図表5-31 相談支援事業の見込量

区分	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業(実施箇所数)	2	2	2	-	-	-
基幹支援相談センター(実施の有無)	無	無	無	無	無	有
基幹支援相談センター強化事業(実施の有無)	無	無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

図表5-32 成年後見制度利用支援事業の見込量

単位：人/年

成年後見制度利用支援事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施者数	5	4	5	5	5	5

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の支援対策を検討します。

図表5-33 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

成年後見制度 法人後見支援事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施の有無	無	無	無	検討	検討	実施予定

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

図表5-34 意思疎通支援事業の見込量

単位：人／年

意思疎通支援事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業 (利用件数)	17	23	23	24	25	26
手話通訳者設置事業 (実設置人数)	-	-	-	検討	検討	実施予定

(7) 日常生活用具給付等事業

特に「排泄管理支援用具」の利用実績が多く、引き続き一定の利用量が見込まれます。在宅の障害者の日常生活の便宜を図るため、今後も制度の周知を図りながら一層の利用促進に努めます。

図表5-35 日常生活用具給付等事業の見込量

単位：件／年

日常生活用具給付等事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具	0	5	2	3	3	3
自立生活支援用具	4	5	3	5	5	5
在宅療養等支援用具	5	6	8	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	13	3	4	5	6	7
排泄管理支援用具	856	991	818	1,150	1,250	1,350
居宅生活動作補助用具	2	1	2	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等のための支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

図表5-36 手話奉仕員養成研修事業の見込量

単位：人／年

手話奉仕員養成研修事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
講習修了見込者数	0	0	0	4	4	4

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

障害者が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き移動支援の充実に努めます。

図表5-37 移動支援事業の見込量

単位：人／年、時間／年

移動支援事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数	17	13	15	17	19	21
延べ利用時間数	546	452	314	612	684	756

(10) 地域活動支援センター

「地域活動支援センター」は、障害者を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などに関する事業を、地域の実情に応じて柔軟に実施するものです。社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績は安定しています。

図表5-38 地域活動支援センターの見込量

単位：人／年

地域活動支援センター	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	31	31	31	32	32	33
箇所数	3	3	3	3	3	3

(11) その他の事業

その他の事業として、「日中一時支援事業」「自動車改造費用助成事業」を実施し、以下のとおり見込量を定めます。

図表5-39 その他の事業の見込量

単位：人／年

その他の事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業 実利用人数	35	27	30	32	34	36
自動車改造費用助成事業 実利用人数	0	0	2	1	1	1

第 6 章

計画の推進体制等

1 計画の推進体制

(1) 市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者団体、障害者支援団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

(2) 関係機関における連携

障害者に関する各種施策の展開については、福祉・保健・医療・教育をはじめ、庁内の関係各課との連携を図りつつ、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び他市との密接な連携を図りながら、施策を推進します。

(3) 計画推進のための協議会の活用

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「鉾田市地域自立支援協議会」を活用し、計画の進捗状況等の評価及び課題事項の検討等を行います。

(4) 財源の確保と適正な受益者負担

現状のサービス内容の見直しを常に行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分に検討のうえ実施します。

2

計画の進捗管理体制

銚田市地域自立支援協議会において「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

■ 成果目標と活動指標

成果目標	活動指標
<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの利用者数、利用時間 ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続（A型・B型）支援の利用者数、利用日数 ・短期入所の利用者数、利用日数 ・自立生活援助の利用者数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数
<p>②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 	
<p>③障害者の地域生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の整備を図る 	
<p>④福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・就労移行支援事業の利用者の増加 ・就労移行支援事業所の就労移行率の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労移行支援事業から一般就労への移行者数 ・就労定着支援の利用者数、利用日数
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援の利用体制の構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援の利用者数、利用日数 ・医療型児童発達支援の利用者数、利用日数 ・放課後等デイサービスの利用者数、利用日数 ・保育所等訪問支援の利用者数、利用日数 ・居宅訪問型児童発達支援の利用者数、利用日数 ・障害児相談支援の利用者数 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

資料編

1 用語解説

「あ」行

●ADHD（注意欠陥多動性障害）

Attention Deficit / Hyperactivity Disorderの略称。発達障害の一種で、「物事に集中することができず、忘れ物が多い」、「落ち着きがなく、じっとしていることができない」、「思いついた行動を唐突に行う、順番を待てない」等の症状により、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす行動障害。

●LD（学習障害）

Learning Disabilitiesの略称。基本的に知的発達に遅れはないものの、読む・書く・計算する等の能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害。主な症状として、「文字を習っても理解できず、読むことができない」、「他人の話を聞くことができるが、うまく話ができない」等が挙げられる。

「か」行

●共生社会

障害者も健常者も含め、全ての人々が対等な立場でお互いを尊重し、支え合って共に生きていく社会。

●筋萎縮性側索硬化症（ALS）

身体を動かす筋肉を司る神経（運動ニューロン）が侵されることにより、筋肉の委縮や筋力低下が起こる疾患で、国が認定する難病の一種。手足・のど・舌の筋肉や呼吸に障害が現れる一方、体の感覚や知能、視力や聴力、内臓機能等は比較的保たれる。

●筋ジストロフィー

骨格筋の変性・壊死を病原とし、進行性の筋肉の委縮や筋力の低下を起こす遺伝性の疾患。原因としては、筋肉そのものに原因がある場合（筋原性）のほか、筋肉に異常はないが筋肉に脳からの命令を伝える運動神経系に異常があって、筋肉が働けなくなり、筋萎縮を来す場合（神経原性筋萎縮症）がある。

●ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するために、サービス利用者の保健・医療・福祉にわたる幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけるとともに、その間の調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供体制を確保すること。

●権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズ（生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求）を表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権の侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

●高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

●合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

「さ」行

●重症心身障害

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害。

●職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業者に対して障害のある人が職場に適応するために必要な助言を行う等の直接支援を行う専門職員。

●自立支援協議会

障害者総合支援法に基づく組織で、障害のある人がニーズに合わせて適切にサービスを提供できるようにするため、地域における障害福祉の関係者や行政等による連携及び支援体制について話し合うことを主な目的とする。

●成年後見制度

障害や認知症等のため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

「た」行**●てんかん**

脳細胞のネットワークに起きる異常な神経活動によって引き起こされる病気で、全身や体の一部のけいれん、意識の喪失、幻覚等の症状がみられる。

●統合教育（インクルージョン教育）

「ある地域で生活している子どもは十人十色で、その中に障害のある子がいて当たり前」という前提に立って、そうした子どもたちの違いを認めて個々の教育ニーズに対応し、すべてを包み込む学校・学級、さらには社会が望ましいという考え方、およびそうした方法のこと。障害者を包容する教育制度。

●特別支援学校

障害のある児童生徒一人ひとりに対して、教育的なニーズに応じた支援を行う学校。地域の幼稚園や、小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒の教育についての助言等を行う「センター的機能」も担う。

「な」行**●難病**

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成27年1月施行）においては、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。なお、障害者総合支援法においては、対象となる難病が順次拡大され、平成29年4月からは358疾病が対象となっている。

●日常生活用具

障害のある人の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門及び人口膀胱）等が該当する。

「は」行

●発達障害

先天的な諸要因によって、主に低年齢の時期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。しばしば精神・知能的な障害や身体的な障害を伴う。

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害と定義している。

- ◇アスペルガー症候群…自閉症の一種。知能と言語の発達は保たれているが、対人関係やコミュニケーション面での障害や、行動と興味の範囲が限られること等の特徴がみられる。
- ◇広汎性発達障害…自閉症とアスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を持つ発達障害の総称。

●バリアフリー

障害者や高齢者等が、移動したり、施設を利用したりする上でバリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようとする考え方。社会的・制度的・心理的なバリアを取り除くという意味でも用いられる。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、民間企業及び地方公共団体等に対して定められた障害者の雇用割合。

「ま」行

●民生委員・児童委員

「民生委員法」及び「児童福祉法」に基づく厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者（身分は非常勤の特別公務員）。福祉事務所や児童相談所等の業務に協力しつつ、担当区域における生活上の相談や支援を行うことを主な役割とする。

●モニタリング

ケアマネジメントの過程の一つで、障害者に対する支援が当初の計画に基づいて実施されているかどうかを確認すること。「新たなニーズが生じていないか」、「計画どおりのスケジュールでサービスが提供されているか」、「サービスの内容が質的に変化していないか」、「利用者が満足しているか」等の観点から評価を行い、必要に応じて、ニーズの再把握や新たなケア計画の作成を行う。

「や」行

●ユニバーサルデザイン

「障害の有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすいデザイン」という考え方。対象は公共施設や製品だけにとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐に渡る。

●要約筆記

聴覚障害のある人に対して、話の内容をその場で要約し、ノート・スクリーン・パソコン等を通じて情報を伝える方法。

「ら」行

●リハビリテーション

障害のある人の能力低下を改善し、その自立と社会参加を達成するために行われる訓練。機能障害の改善や維持だけでなく、障害のある人の尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練を含めた概念として用いられる。

●療育

障害のある子どもの治療と教育(保育)を意味する。障害の軽減や進行の予防、精神面における発達支援、日常生活動作の習得等を通じて、社会性を発揮するための援助を行うこと。

**銚田市第4期障害者基本計画
銚田市第5期障害福祉計画
及び
第1期障害児福祉計画**

発 行 平成30年3月
企画・編集 銚田市

〒311-1592

茨城県銚田市銚田1444-1

TEL0291-33-2111